

札幌市議会第二部決算特別委員会記録（第3号）

令和6年（2024年）10月11日（金曜日）

●議題 付託案件の審査

●出席委員 33名

委員長	丸岡守幸	副委員長	小須田大拓
委員	高橋克朋	委員	こんどう和雄
委員	細川正人	委員	よこやま峰子
委員	北村光一郎	委員	小竹ともこ
委員	伴良隆	委員	川田ただひさ
委員	松井隆文	委員	藤田稔人
委員	山田一郎	委員	福士勝
委員	村上ゆうこ	委員	中村たけし
委員	かんの太一	委員	あおいひろみ
委員	水上美華	委員	森基誉則
委員	篠原すみれ	委員	福田浩太郎
委員	丸山秀樹	委員	好井七海
委員	前川隆史	委員	森山由美子
委員	小形香織	委員	田中啓介
委員	長屋いずみ	委員	佐藤綾
委員	荒井勇雄	委員	山口かずさ
委員	脇元繁之		

開議 午後2時7分

●丸岡守幸委員長 ただいまから、第二部決算特別委員会を開会いたします。

報告事項であります。小口委員からは前川委員と交代する旨、届出がありました。

それでは、議事に入ります。

最初に、議案第2号 令和5年度札幌市病院事業会計決算認定の件について質疑を行います。

●森山由美子委員 私からは、地域医療機関との連携による紹介患者の増加と職員間のコミュニケーション向上などの取組の2点についてお伺いいたします。

令和5年度の病院事業会計の決算は、経常収支が約14億円の赤字となり、市立札幌病院の経営は非常に厳しい状況にあると認識をしております。

市立札幌病院は、公立病院としての重要な役割である救急医療や周産期医療、小児医療など、様々な政策医療を担っていることから、収支にのみ着目して経営を評価するわけにはいかないと考えているものの、この先、どのように経営を改善していくのか、非常に興味を持っているところで

す。病院経営の収支構造を見ると、入院や外来などの収益の約7割を占めているのは入院収益であり、近年の収支の悪化の主な要因は、物価高騰により、支出が高止まりする一方、入院収益がそれに見合うレベルに達していないということにあると考えております。全国的にも、コロナ後の病院経営については、民間病院も含めて厳しくなっているところですが、収支を改善するためには、収益につながる入院患者をどのように増やすかが、

やはり重要であります。

市立札幌病院は、新型コロナウイルス感染症の流行の際、道内初の患者を受け入れて以降、これまで、2,500名以上の入院患者を受入れするなど、一生懸命やってきたことを忘れてはならないと思っておりますが、このために新型コロナウイルス感染症以外のいわゆる一般診療を制限したことが、今なお患者数が戻らない一因となっていると考えられます。また、市立札幌病院は、地域医療支援病院として、原則、紹介制を実施しており、受診に当たっては、基本的に地域の医療機関からの紹介が必要であるため、入院患者の増に向けては、地域との連携を通じて紹介患者をさらに増やす取組が必要であると考えております。

そこで、質問ですが、経営改善にとって重要な紹介患者を、どのように地域医療機関と連携をして増やしていくのか、お伺いをいたします。

●**山口経営管理部長** 地域医療機関との連携による紹介患者の増加についてお答えいたします。

紹介患者の増加に向けては、地域の医療機関との一層の信頼関係を構築するため、お互いの特徴や専門性を理解し、当院の診療の強みなどもPRする訪問活動を行っております。今年度の実績は、9月末までに前年度を上回るペースで29の医療機関を訪問しているところでございます。加えて、桑園地区の連携病院と顔の見える関係を強化する懇話会や情報交換会を昨年度に引き続き開催する予定であり、コロナ禍で休止していた診療科による懇話会についても、今年度再開したところでございます。

これらの地域医療機関との連携の結果、令和6年度の紹介患者数は、昨年度に比べて10%以上増えております。今後とも、一層の患者数の増加に向けて、医療機関への訪問や懇話会で得られたニーズ、意見等の分析を基に、取組をさらに強化し、経営改善につなげてまいりたいと考えております。

●**森山由美子委員** 地域のために、顔の見える、そういった信頼関係をつくっていくことで紹

介も増えたということでした。ずっと継続をしていただきたいというふうに思っております。

次に、職員間のコミュニケーション向上などの取組についてお伺いをいたします。

市立札幌病院には、医師、看護師、薬剤師、理学療法士、作業療法士など、多くの職種の職員がおり、委託業者等も含めると約1,500人以上もの職員が勤務をしております。また、24時間365日稼働する高度急性期病院であることから、夜勤を含む交代制勤務となる職員が必然的に多くなるかというふうに思います。

そのような市立札幌病院において、一人一人の患者の状態に応じた最適な治療を行っていくには、職員は、互いにほかの職種を尊重しながら、それぞれの専門的技術を生かして、チームとして効率よく医療サービスを提供していくことが必要です。また、そのためには、日頃から職員間でしっかりとコミュニケーションを取り、各職種が連携をしていく組織風土をつくっていくことが大変重要だと考えます。風通しのよい職場は、職員のモチベーション向上になり、職員の離職防止にもつながりますし、今後、さらに人材獲得競争が激化していく中で、魅力ある職場環境は優秀な人材の確保にも有効であると考えられます。

以上のことから、これまで以上に、多職種が連携をし、医療従事者同士の理解と協力を深めていくことが重要です。

そこで、質問ですが、市立札幌病院においては、多職種が働く職場であることを踏まえて、職員間のコミュニケーションや職種間の連携についてどのように向上をさせていくお考えか、お伺いをいたします。

●**鈴木医療品質総管理部長** 職員間のコミュニケーション向上などの取組についてお答えいたします。

医療現場において、医療従事者が、良好なコミュニケーションを取り、連携していくことは、医療の質を向上させるためにも非常に重要なこと

と認識しております。職員満足度調査の結果からも、職員間のコミュニケーション向上が課題となっているところ です。

これらを踏まえまして、今年度、全職員を対象にアンケートを実施したところ、職種間で交流の機会を持つことや職員同士の挨拶の必要性などに関する提案が多くございました。そのため、課長・係長職を対象とする管理職研修や、中堅職員を対象に今年度から実施している多職種ワークショップにおいて、職種を超えて病院経営をテーマに議論するなど、相互理解を深める取組を行ったところでございます。

さらに、接遇強化月間には、外部講師を招いて対人コミュニケーション能力を高める接遇研修を実施したほか、出勤する職員に対して、院長をはじめとした幹部職員などから挨拶する取組も新たに行ったところでございます。

今後も、職員からの意見も十分取り入れるなどして職員間のコミュニケーションや職種間の連携を深める取組を進めてまいります。

●**森山由美子委員** 引き続き、努力を続けていただきたいというふうに思います。

ただいまのこのやり取り、質疑の中にありましたとおり、市立札幌病院の経営は大変厳しい状況に置かれているところですが、そうした中であっても、築29年を迎えた市立札幌病院の再整備に向けた検討は、今後想定される災害や新興感染症などの脅威に備えるためにも、早期に進めていくべきと我が会派では考えております。再整備の具体的検討の段階においては、市立札幌病院が果たすべき役割や機能といった高い視点に立った議論はもとより、例えば、外来の待ち時間の短縮や入院中の食事の質の向上などといった、実際に通院、入院する患者さんの目線に立った議論も併せて進めていただきたいと思います。

一方、再整備を実施するまでには10年以上の期間を要するとお聞きしておりますが、この間にも、高齢者の増加により、認知症支援ニーズはますます高まっていくと考えられます。市立札幌病

院は、高度急性期を担う病院ということは承知をしておりますが、現在、保健福祉局が設置を進めております認知症疾患医療センターへの参画をぜひとも前向きに検討していただいて、地域の中核病院として、さらに大きな役割を担っていただくことを切に要望いたしまして、私の質問を終わります。

●**佐藤 綾委員** 私からは、市立札幌病院の決算に関連して、3点お聞きいたします。

2023年度決算についてですが、予算では収益的収支で5,700万円の黒字を見込んでいたところ、決算では約14億3,000万円の赤字でした。

先ほど森山委員のほうからもありましたけれども、新型コロナウイルス感染症では、最初から市立病院が中心となり、主に重症患者の治療を担ってきました。新型コロナウイルス感染症治療には人材の確保が必要であり、病床を削減し、人材を確保しました。そのため、この間、入院、外来とも患者数を減らしながらも、新型コロナウイルス感染症の対応を担うという市立病院ならではの役割を果たしてきました。その影響から、患者数は、昨年度、2023年度は戻りつつあったものの、コロナ前の2019年ほどには戻っておりません。

一方で、医業収益を見ますと、昨年度の決算は約217億8,600万円ですから、コロナ前の2019年度の約219億1,500万円にほぼ追いついております。そして、2019年度の経常収支は約8,400万円の黒字でしたが、ほぼ同じ収益を上げているのに、2023年度は約14億3,000万円の赤字となっております。

そこで、お聞きいたしますが、入院、外来ともコロナ前の2019年度と収益が同じくらいにもかかわらず、2023年度決算収支と大幅な差がある要因について伺います。

●**山口経営管理部長** 令和元年度と令和5年度の経常収支の差が生じた要因についてお答えいたします。

経常収益については、令和元年度と令和5年度と、これらはほぼ同額になった一方で、経常費用

は約16億円増加しております。

その経常費用については、減価償却費や企業債利息など、一部の項目は減少しているものの、人事委員会勧告などの影響により、給与費が約7億円、薬品費の上昇などにより、材料費が約6億円、光熱費や労務単価の高騰により、委託料などの経費が約6億円、それぞれ増加しております。これらの経常費用の増加が、令和元年度と令和5年度の経常収支の差の主な要因であると認識しております。

●佐藤 綾委員 今お聞きしますと、大変な値上がりということが見てとれるなというふうに思っています。

そして、今回の診療報酬改定では、物価高騰分を踏まえた内容となっているかと思いますが、現状との乖離について伺います。

●山口経営管理部長 診療報酬改定による物価高騰への対応についてお答えいたします。

今回の診療報酬改定は、物価高騰や賃金上昇等を踏まえた内容となっており、診療報酬本体としては0.88%のプラス改定となっております。

しかしながら、その内訳としては、医療従事者の給与改定に資する措置が大半を占めており、物価高騰に対応するには至っていないものと認識しております。

●佐藤 綾委員 今、人材確保のために、働く医療従事者の給料も確保しなければいけないということで、大半が人材確保に回ってしまうということになるかと思えます。

医療材料や薬剤費、また、委託料に含まれる人件費なども上がって、それが追いついていないと。診療報酬で物価高騰分と言って引き上げられたものも、全く追いつかなくて赤字にならざるを得ないといったものだと思います。

地域連携で大変努力されているというお話が先ほどありましたけれども、紹介も増えてきたものの、コロナ禍で紹介を断らざるを得なかったことがまだ払拭されていないと。そうした影響から患者さんが戻っていないという面も昨年度にあった

とお聞きしております。

しかし、市立病院は、救急搬送の第3次では市内で一番多く受け入れて、さらに2次救急も多く受け入れています。また、高度急性期病院として、腎移植は全国で4番目ということも報道をされ、注目もされております。患者数も増やし、地域連携、また、医師の働き方改革や診療報酬上必要な専門人材の確保なども、多岐にわたる努力がされております。

一方で、DPC特定病院群を今年度外されて一般病院群となったのは、コロナ対応で手術件数が減ったためとお聞きしております。これによって減収にもなりますが、これこそ、国が新型コロナウイルス感染症患者受入れを担ってきた急性期病院に対して、経過措置をして、診療報酬上の減収とならないようにすべきではなかったかというふうにも思っております。

市立札幌病院と同様の規模である政令指定都市の市立病院の決算を数か所見てみましたが、やはり、10億円以上の赤字というのが、同じように厳しい状況が見られました。経営改善と一言言っても、現実は大変であると推察するところです。

現在の市立札幌病院中期経営計画は、2019年から6年間の計画ということで、新たな計画を策定中であり、医師の働き方改革や新興感染症の拡大への備えなどを追加しての改定とお聞きをしております。

今年度は、10億円の赤字予算となっております。しかし、昨年度は、予算上、黒字を見込んでいますが、収益が上がっているのに赤字となったことを勘案すると、今年度予算の達成は厳しいと感じております。コロナ禍からの影響が予想よりも大きく、また、物価高騰による費用が今後も増えることが予想されますので、安定した黒字化までは時間がかかるのではないのでしょうか。

そこで、お聞きをいたしますが、そうした中での中期計画は、経営安定まで時間がかかるとしても、市立病院の持つ役割や機能を保ち、より発揮

できる計画としていくことが必要ではないかと思いますが、どうお考えか、伺います。

●**山口経営管理部長** 次期中期経営計画の考え方についてお答えいたします。

病院経営を取り巻く環境は厳しい状況であります。本院が地域医療における役割を果たし、将来にわたり医療を提供し続けていくためには、安定した経営も重要と認識しております。

そのため、収益増加と支出の減少に関する取組を検討し、持続可能な医療の提供を目指す次期中期経営計画を策定してまいりたいと考えております。

●**佐藤 綾委員** 急性期病院として、また、周産期医療、ハイリスクな出産や精神科病棟も持っている、感染症への責任と役割を持って、民間では難しいところもフォローするという病院です。能登などへの災害派遣を見ている、市民が誇りと感じる病院だと思っております。

本市として、病院の機能、役割を発揮できるようにしっかりと経営を支えていくように申し上げまして、私の質問を終わります。

●**荒井勇雄委員** 私からも、市立札幌病院の経営状況について伺います。

7月12日、北海道新聞の朝刊の見出しに、市立病院の建て直しの報道がありました。それは新聞の見出し上のことで、まだ市立病院の建て直しに関しては決まったことではなく、今が議論をするタイミングであると把握しております。

そこでまず、質問をさせていただきますが、会計基準の変更などもあり、算出は難しいかもしれませんが、現在の市立病院が建てからの28年間の累積の収支と、それを改善するためにどのような努力をされているかをお伺いいたします。

●**山口経営管理部長** 市立札幌病院の28年間の累積の収支、累積欠損金でございますけれども、これと改善の取組についてお答えいたします。

累積欠損金は、過去の公営企業の営業活動によって生じた各事業年度の欠損、つまり、純損失の額を積み上げたものでありまして、本院の令和

5年度決算においては約50億2,000万円となっております。

これは、借入金などの負債とは異なり、事業の資金不足に直接つながるものではございませんが、経営の健全性をはかる指標として今後も推移を注視していく必要があると考えております。

また、次に、経営改善の取組についてですが、これまで、中期的な経営計画をその時々策定し、従前から収益向上や経費削減に取り組んできたところでございます。

具体的には、救急患者の受入れ拡大や、より多くの入院患者を受け入れるためのベッドコントロールの強化、病床数の見直しなど、様々な取組を進めてまいりました。あわせて、平成7年度に現病院へ移転以降、平成17年度に総合周産期母子医療センターの指定、平成19年度に感染症指定医療機関の指定を受けたほか、平成24年度に精神医療センターの開設など、いわゆる政策医療の充実にも努めてまいりました。

本院は、公立病院として、救急、周産期、精神医療などの政策的な医療を提供するとともに、複数疾患があるなど、他の病院では対応が困難な患者への治療にも十分対応できる体制を常に確保する必要もあるため、採算の確保が難しい面もあるところでございます。

一方で、持続的な医療の提供に向けて、安定した経営も求められているところでございます。今後もより一層の経営改善を図ってまいりたいと考えております。

●**荒井勇雄委員** 公立病院の特性上、患者数の見込めない診療科を持たねばならないということ、表現は難しいですが、お金になりづらいという患者さんを受け入れてきた結果、収益が出づらい構造であるということを理解いたしました。しかしながら、札幌市の財政を考えたときに、これまで以上の赤字の削減が求められているところであります。

さて、二つ目の質問をさせていただきます。

市立病院のこれからを考えるときに、現在の建

物を使いながら改修をしていくのか、現在地の駐車場に新しいものを建てるのかの議論がなされているとお伺いしておりますが、双方のメリットとデメリットをお伺いしたいと思います。

また、それ以外の選択肢として、現在地を離れての建て直しをすることについてはどのようにお考えなのかをお伺いいたします。

●山口経営管理部長 改修と現地建て替えのメリット、デメリットの比較及び移転建て替えに関するその考え方についてお答えいたします。

改修は、工事費用が若干抑えられるメリットがあるものの、病棟ごとに工事を実施することから、工事期間が長期化し、診療休止期間が発生することで収益面での影響が大きいというデメリットがございます。

一方、建て替えは、災害や感染症対策など、機能強化の実現度が高いほか、改修より工事期間も短くなるメリットがあるものの、工事費用が高額となるデメリットがございます。

これらを踏まえて、機能強化の達成度、工事期間の短さ、工事中の病院経営への影響が少ないという点で、建て替えが優位であると有識者から成る検討会議で方向性をまとめていただいたところ です。

また、移転建て替えについては、中央区、特に桑園地域の医療機関との密な連携ができていることや、現在地が比較的利便性が高い場所であり、敷地内での建て替えが可能であること、相当程度の広さがあり、代替となる土地が現状では見つからないこともあり、有識者から成る検討会議においては、現地建て替えという方向性になっているところでございます。

こうしたことも踏まえながら、健全な経営と、将来にわたって市民の健康と命を守る医療の提供の両立を目指してまいりたいと考えております。

●荒井勇雄委員 赤字解消の考え方として努力されていることを理解いたしましたが、根本的にはなかなか厳しいのではないかなというふうに感じております。

移転して建て直しについては、現在の建物は大通から移転して現在地に建て直した経緯を考えますと、十分に検討に値すると我々は考えております。

また、経営状況に関しましては、札幌市医師会の理事の方からいろいろとご報告を受けておりました。市立病院に関して、社会的インフラであるので、税金を投入してでも、赤字が広がってでも存続すべきだという意見もある一方、個人経営をされている病院のお医者様からは、やはり、経営観念が、特に大学病院の先生方は非常に経営観念というのは少ないのではないかと。社会的インフラだから、幾らでも税金を投入してもいいというお医者さんもいるということは理解しておりますので、ぜひとも、市民感覚を含めまして、本当にこれでいいのかとぜひともご検討いただきたいと、最後に我が会派の要望を申し上げまして、終わらせていただきます。

●山田一郎委員 私からも、市立札幌病院の経営に関して、3点お伺いいたします。

まず初めに、令和5年度の病院事業会計決算は、経常収支が約14億円の赤字となっており、市立札幌病院の経営は非常に厳しい状況にあると認識しております。

さきの森山委員ですとか、山口部長からの答弁でもありましたが、公立病院であるという性質上、周産期医療などの不採算医療を担っていかなければならない点や、複数の疾患があるなどにより、ほかの病院では対応が困難な患者も断らない姿勢が求められる点など、民間病院と比べて採算の確保が難しい側面があることは理解しております。

しかしながら、公立病院とはいえ、良質な医療の提供はもちろん、健全な経営も必要であり、この両立を図ってこそ、持続可能な病院運営につながるものと考えます。このため、今後の経営改善を進めるためには、まず、直近の経営状況について分析を深めることが必要であると考えます。

そこで、質問ですが、令和5年度病院事業会計

決算における経常収支をどのように分析しているか、お伺いします。

●山口経営管理部長 令和5年度決算の分析についてお答えいたします。

令和5年度の経常収支は、約14億円の経常赤字となり、前年度の約2億円の経常黒字と比べて約16億円の悪化となっております。収支全体の動きとしては、前年度に比べて収入が減少し、支出が増加しているところでございます。

具体的には、収入においては、患者数の回復などにより、診療収益は約12億円増加したものの、新型コロナウイルス感染症5類化の影響により、国からの病床確保補助金が約24億円減少したことなどを主な要因として、経常収入は前年度から約8億円減少いたしました。

次に、支出においては、人事委員会勧告などによる給与費約2億円の増加や、昨今の物価高騰、労務単価の上昇などの影響を受けて、委託料等の経費が約2億円増加したことなどを主な要因として、経常費用は前年度から約7億円増加しております。

繰り返しになりますが、約14億円の経常赤字の大きな要因は、前年度と比べて病床確保補助金が約24億円減少したことによるものと分析しております。

●山田一郎委員 次に、経営改善の取組について伺います。

ただいまの答弁の中では、収入の面では国からの病床確保補助金が廃止された影響が大きいとのことでした。

ただ、このほかにも、令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症患者を多数受け入れるために一般診療を制限したことにより、入院、外来の患者数がコロナ前の令和元年度の水準に達していないことが大きいのではないかと考えております。また、費用の面では、物価高騰や労務単価の上昇の影響が様々なところに現れており、病院経営を取り巻く環境は一層厳しさを増していることと認識しております。

そこで、質問ですが、経営改善に向けた課題、これまでの取組、今後の対応策について伺います。

●山口経営管理部長 経営改善の取組についてお答えいたします。

経営改善に向けた課題として、収益の向上と支出の減少に向けた費用の見直しが必要と考えております。

収益向上については、引き続き、地域医療機関からの紹介患者の増や、手術室の運用の見直しによる手術件数の増、救急患者の受入れ増に向けた取組を進めているところでございます。

支出の減少については、材料費や光熱費、委託料などの経費について現状分析を行うとともに、医療材料の共同購入など、具体的な削減手法について検討しているところでございます。

●山田一郎委員 ただいまの答弁では、経営改善に向けた取組について伺いました。このような取組を着実に進めていくためには、職員一人一人の意識向上が必要だと考えております。

そこで、次に、経営意識の向上に向けた取組について伺います。

先日の代表質問において、我が会派の和田議員から再整備を見据えた今後の市立札幌病院の経営のあるべき姿について伺いましたところ、病院事業管理者以下、職員一人一人が常に高い経営意識を持って、経営改善に向けた取組を計画的に進め、持続可能でより堅実な経営を目指す必要があると認識していると市長に答弁いただきました。これは非常に踏み込んだ内容でお答えいただいたと捉えておりますが、市立札幌病院には、医師、看護師をはじめとして約1,500人以上の職員が勤務しており、それぞれの職種、役職など、組織の中の立場によって取り組むべきことが変わってくるのではないかと私は考えております。

なかなか現場の隅々まで経営意識を浸透させることは難しい面があるのではないかと思いますし、今でも現場の皆さんは精一杯やっている状況だと思います。目下の厳しい経営環境を踏まえ、

経営層からの動機づけやモチベーション向上などで、さらにもう一踏ん張りできるようにしてほしいと考えております。

そこで、質問ですが、院内の経営意識の向上に向けてどのような取組を行っていくのか、お伺いします。

●**山口経営管理部長** 経営意識の向上に向けた取組についてお答えいたします。

経営改善に向けては、診療科ごとに新入院患者の数値目標を立て、適宜、その結果と進捗状況を院内に周知しているところでございます。

これに加えて、目標や経営状況を医師、看護師なども含めた職員に分かりやすく情報共有できるよう、院内広報に取り組んでいるところでございます。

また、事業管理者自ら、年2回以上、各診療科や医療技術部門からの要望を聞き、併せて病院の方針を伝えるヒアリングを実施するほか、月2回の診療科部長が集まる会議において、自らが、経営の方針や現状、今後の取組について繰り返し説明し、意識向上に努めているところでございます。

こうした取組により、職員一人一人との危機意識の共有を進めており、経営意識の向上とともに、一層の経営改善を推進してまいりたいと考えております。

●**山田一郎委員** ただいまの答弁で、市立病院内の情報共有の取組のほか、事業管理者が自ら職員に対して経営意識の向上を働きかけていると伺いました。

そこで、改めて、西川病院事業管理者にこれからの経営改善に向けた決意についてお伺いします。

●**西川病院事業管理者** 熱い決意について述べさせていただきます。

当院は、公立病院として、ほかの病院では対応が難しい新興感染症や災害時の対応のほか、救急医療、周産期医療などのいわゆる政策医療を今後も提供し続けていくことが求められており、その

ためには、安定した経営が必要である、収支の改善は非常に重要と認識しております。

今後とも、地域の医療を支え、市民の健康と命を守る医療を持続的に提供するため、物価高騰の影響などにより、病院経営、特に公立病院を取り巻く環境は厳しさを増しておりますが、私が先頭に立って、院内一丸となって効率的な経営に取り組んでまいります。

●**山田一郎委員** 熱い決意をいただきまして、ありがとうございます。

本当に、なかなか職員一人一人に、先ほどもありましたけれども、意識を広げていくのは難しいと思いますので、ぜひ先頭に立って頑張っていただきたいと思います。

最後に、要望をお伝えして、私からの質問を終わりますが、我が会派としては、将来的な再整備を見据えているからこそ、経営の効率化を図り、収支を改善していく必要があると考えております。一方、市立札幌病院は、建築から約30年経過しており、建物や設備の老朽化が進んでいるなど、少しずつ時代に合わなくなっているところが見受けられます。

新たな投資が収益の源となりますので、再整備が控えているからといって、設備投資を後回しにすることなく、適時適切な投資をしながら経営の改善を図っていただきますようお願い申し上げます。私からの質問を終わります。

●**あおいひろみ委員** 私からは、市立札幌病院の取組について、2点伺います。

1 問目です。

ローソンとのコラボスイーツの取組についてです。

令和5年度病院事業会計決算書によれば、市立札幌病院の1日当たりの平均入院患者は490名となっており、日々、個々の患者の病気の状況に応じた食事を365日3食調整する管理栄養士は大変なご苦労があると思います。

管理栄養士は、食と栄養に関する専門知識を生かし、健康をサポートする重要な役割を担ってい

ますが、中でも病院の管理栄養士は、給食管理のほか、個々の患者の健康やライフスタイルに合わせた食事のアドバイスも行うなど、患者の健康回復や生活の質の向上に大きく寄与しています。特に、高齢者は、口から食べることで口腔内の筋肉や歯の健康を維持することができ、これにより、しゃく力や発音能力が保たれ、コミュニケーション能力も向上すると言われており、私のこれまでの経験上、食を通じて適切に栄養を取るとは、健康で充実した生活を送るためにも大変重要なことだと考えています。

そのような中、20歳以上の札幌市民は食物繊維の摂取量が目標値より少ないという調査結果も踏まえ、市立札幌病院とローソンとのコラボレーションにより、食物繊維を摂取できる2種類のスイーツが共同開発され、本年2月から期間限定で市立札幌病院内の店舗のほか、全道各地のローソンにおいて販売されたところです。

この「食物繊維が摂れる スイートポテト」と「食物繊維が摂れる みたらし団子～山わさび入～」は、いずれも1日当たりの目標量の約3分の1の食物繊維を摂取できるというもので、商品の販売を通じて、市民の食物繊維摂取の重要性の意識啓発にもつながったと思います。市民の健康増進につながる商品を企業と連携して開発、販売したという今回の市立札幌病院の取組は、大変よいものだったと考えています。

そこで、質問ですが、今回のコラボスイーツについて、患者や市民からの反響も踏まえ、成果をどのように評価しているのか、伺います。

●堀内理事 栄養科部長事務取扱として答弁させていただきます。

コラボスイーツの取組の評価についてお答えいたします。

今回のコラボスイーツにつきましては、市立札幌病院内の店舗オープンをきっかけに当病院の管理栄養士とローソンが共同開発したものでございます。

開発に当たりましては、おいしいものを食べた

いというニーズに応えながら、腸内環境を整え、生活習慣病を予防、改善する効果が期待できる食物繊維の摂取につながることを考慮しました。

販売を開始しました2月下旬から約1か月間で、当病院以外の店舗も含め、スイートポテトにつきましては6,000食以上、みたらし団子は4,000食以上を売り上げ、購入した方からは、当病院のホームページを通じて、おいしく食物繊維を取れる喜びの声や、継続販売してほしいといった声も寄せられたところです。

また、パッケージには市立病院監修と表記された商品が道内の702店舗のローソンで販売されたことに加え、写真付きの新聞記事として取り上げていただいたことで、市民に食物繊維を摂取する重要性が周知されるとともに、当病院の認知度向上、イメージアップの効果もあったと認識しております。

●あおいひろみ委員 私も、今回の取組は、市長の記者会見で見てから面白いなと思いました。注目と期待をした事業でした。しかし、販売が約1か月と短かったので、市民に広く伝わる前に店頭からなくなってしまったので、もう少し長く販売してほしいなと思いました。今回の取組が、患者や市民の健康増進につながったこと、そして、市立札幌病院のPR効果など、大きな成果があったことが分かりました。第2弾もぜひ期待しています。

管理栄養士がスキルアップ、キャリアアップしていくためには、職場での業務経験を積んでいくほか、セミナーに参加して栄養学知識を深めたり、学会に参加して最新の研究成果や臨床事例を学んだりといったことが考えられます。今回のように、企業と連携し、広く販売される商品の開発に携わる機会が得られたことは、市立札幌病院の管理栄養士さんにとっても大変貴重な経験になったと思います。この経験を市民の健康増進にも還元してほしいと考えます。

そこで、質問ですが、今後の入院・外来患者等への栄養指導にどう生かしていくお考えなのか、

伺います。

●堀内理事 今後の入院・外来患者等への栄養指導についてお答えいたします。

患者さんの中には、糖尿病食や腎臓病食などの食事の制限を気にするあまり、取るべき栄養が取れていない方や、退院後の生活で十分な栄養を取れない方もいると感じております。

このような中で、食物繊維を取る方法の一つとして、スイーツを用いるという新たな発想によりコラボレーションできたことは、当病院の管理栄養士にとって大変貴重な経験になったと認識しているところです。また、このような経験は、入院中はもちろん、退院後も患者さんが適切に栄養を取れるような栄養指導に生かせるものと考えております。

今後とも、市民はもちろん、市立札幌病院にとっても有益な取組について検討してまいりたいと考えております。

●あおいひろみ委員 最近、食の情報もSNSなどで多く入ってきますので、何をどう食べたらよいのか分からなくなっている方も多くいらっしゃると思います。病院や栄養士に相談するのは少しハードルが高いということもあると思いますので、今回のような市立札幌病院の発信でしっかり伝えつつも、気軽に栄養の知識が得られるよう、今後も取り組んでいってほしいと思います。

次に、オンライン予約について伺います。

若い世代だけではなく、幅広い世代でインターネットが活用されている中、新型コロナウイルス感染症の影響もあって、地域のクリニック等ではオンラインを活用した診療予約が進んでいます。規模の大きな病院でもオンライン予約の必要性を感じていたところですが、市立札幌病院では、本年6月から外来オンライン予約を開始したと聞いています。規模も大きく、全市から患者が来る市立札幌病院において、外来オンライン予約を開始するには、システム等の技術的な課題や業務フローの見直しなどの課題もあったと思いますが、予約方法の選択肢が増えることは、患者にとって

は大変便利になる取組だと考えます。

そこで、質問ですが、オンライン予約の開始から4か月ほど経過し、これまでどの程度の予約があったか、また、どのような方に利用されているか、傾向を伺います。

●鈴木地域連携センター部長 オンライン予約の実績と傾向についてお答えいたします。

市立札幌病院における外来診療に係るオンライン予約件数につきましては、開始した6月から9月末までの4か月間で合計295件となっており、全体の予約件数に占める割合は6%でございます。

オンライン予約を利用した患者さんの傾向といたしましては、年代別では40歳代から50歳代の利用が多い状況にあります。また、お子さんや高齢の親御さんの受診に利用されるケースもございます。

オンライン予約のうち、約半数は電話での受付時間である平日の8時45分から17時以外のいわゆる休日・夜間に利用されていますことから、平日の日中に時間が取れない方にとっては、都合のよい時間に利用していただけるものになったと考えております。

●あおいひろみ委員 夜間や休日にもオンライン予約ができるということは、仕事、育児、介護を抱える市民にとっては大変便利であり、新規の患者増にもつながるものだと考えます。かかりつけ医などからの紹介状をお持ちの方や、健康診断の再検査となった方が対象とはいえ、予約件数に占める割合が約6%ということであれば、もっとオンライン予約の利用があってもよいと感じます。そういった意味では、市民の中には、オンラインで予約できることがまだ広く知られていないのではないかと危惧するところです。

そこで、質問ですが、オンライン予約について、これまでどのように周知してきたのか、また、今後どのように一層の周知を図るお考えか、伺います。

●鈴木地域連携センター部長 オンライン予約

のこれまでの周知と今後の周知方法についてお答えいたします。

オンライン予約の開始に当たりましては、当病院のホームページ及びSNSのほか、広報さっぽろへの掲載や、地下歩行空間や市電の停留場におけるデジタルサイネージの活用などで周知するとともに、新聞等でも取り上げていただいたところでございます。

今後は、医療機関を訪問し、当病院への紹介患者さんに対し、オンライン予約を周知いただくよう協力を求めてまいります。また、健康診断で再検査となった方についてもオンライン予約を可能としておりますことから、健診施設に対して、オンライン予約により当病院の受診につながるような周知を依頼してまいります。さらに、JR桑園駅や地下鉄各駅に新たなポスターを掲示するほか、SNS等も活用し、市民にも広くオンライン予約の周知を図ってまいります。

●あおいひろみ委員 今となつては、高齢者の方でもQRコードを読み取ることが日常になっていると感じます。お体の優れない状態でも快適に予約ができるよう、多くの方に周知されることを要望して、私の質問を終わります。

●丸岡守幸委員長 以上で、病院事業会計の質疑を終了いたします。

ここで、理事者交代のため、委員会を暫時休憩いたします。

休 憩 午後2時56分

再 開 午後2時58分

●丸岡守幸委員長 委員会を再開いたします。

次に、第3款 保健福祉費 第1項 社会福祉費及び第4項 生活保護費について、一括して質疑を行います。

●長屋いずみ委員 私からは、就労継続支援A型事業所の閉鎖に関わって、3点質問し、障がいがあってもなくても、働きたいと望む人が働くことができる札幌の実現を目指したいと思います。

本来、自立支援給付費は、利用者、そして、職員の処遇に充てられるべきですが、2017年に国が制度変更をしたことから、それができない仕組みになり、障がい者団体の願いと逆行しました。こうしたことから、障がい者団体は、昨年末、障がい現場の人材不足と職員の疲弊は限界だとして、障がい者の尊厳ある生活を崩壊させないことや、働く職員の賃金の引上げを求めています。

しかし、国は、公費に依存した就労事業所の経営改善を促すためとして、障害福祉サービスの報酬引下げを2月に発表し、4月に実施したのです。これにより、就労継続支援A型事業所、以下、A型事業所と略しますが、A型事業所が、今年3月から7月に全国で329か所閉鎖され、働いていた障がい者、少なくとも約5,000人が解雇や退職となっており、本市では12か所159人と、8月に共同通信が報じておりました。障がい者の就労に関わる事業所の閉鎖ですから、大きな問題だと思います。

そこで、A型事業所は、本市の障がい者雇用に関わり、どのような役割を担っているのか、伺います。

●成澤障がい保健福祉部長 就労継続支援A型事業所の役割についてお答えをいたします。

令和6年3月時点で、市内において、A型事業所につきましては130か所、利用者につきましては2,239人が利用をしております。

A型事業所では、雇用契約に基づく就労機会の提供とともに、一般就労に必要な知識や能力を高め、企業などへの就職に向けた支援を行っており、障がいのある方の就労支援において重要な役割を担っているところでございます。

●長屋いずみ委員 重要な役割を担っているということでした。

さっぽろ障がい者プラン2024の成果目標の一つに、福祉施設から一般就労への移行等があります。障がい者の一般就労の拡大を本市も目指しており、A型事業所は、障がい者が一般企業で働くための、ご答弁にありましたように、一般企業で

働くための様々なスキルをサポートを受けながら身につける場所でもありますから、本市の一般企業における障がい者雇用の推進にも影響が出るのではないかと考えるところです。

事業所は、もともと経営が厳しかったところに今回の報酬改定でした。全国で約5,000人にも上る障がい者の解雇は過去最多だといえます。

そこで、本市において、2024年度の報酬改定後、4月からこの9月までの間に何件の事業所が廃止したのか、昨年度と比較し、事業所数に変動はあるのか、お伺いいたします。

●成澤障がい保健福祉部長 A型事業所の廃止数などについてお答えをいたします。

報酬が改定されました今年4月から9月までの間に廃止した事業所数は14でありまして、廃止時点で利用者数は214名と把握しております。昨年度1年間の廃止件数が15件でありますので、この半年でほぼ同数が廃止をしているという状況になっております。

一方で、令和6年4月からこれまでに新たに18の事業所が開設しておりまして、10月1日現在で事業所数は133でございます。昨年4月に125事業所がございましたので、8か所増えておりまして、A型の事業所数は増加傾向にあると考えております。

●長屋いずみ委員 半年で昨年のほぼ倍の事業所が廃止しているということですから、4月実施の報酬引下げは大きく影響していると考えていいのではないのでしょうか。多くの方が、障がい者の実態やニーズをないがしろにした改定だと批判されたのは当然だと思うところです。

事業所の閉鎖で今まで通ってきた場所がなくなり、行き場をなくした人がいるのではないかと、賃金の未払いはないかなど、また、働いてこられた方々はどのようにされているのか、心配で危惧いたします。

区役所などでは相談を受けているとは思いますが、実態の把握と相談窓口の周知など、困難に寄り添った手だての必要性について、本市の

お考えを伺います。

●成澤障がい保健福祉部長 事業所閉鎖による利用者の実態の把握と、こちらの支援についてお答えをいたします。

令和6年度に廃止いたしましたA型事業所の多くは、利用者と雇用契約を結ばない形態で支援を行うB型事業所に移行しております。

利用者の実態を確認しましたところ、他の就労継続支援A型事業所に移った方や、同じ事業所に残って、移行後のB型を利用している方が多い状況でございます。また、利用者の中には、他のA型事業所や一般就労の希望がある場合に、相談内容に応じて、市が委託をしております相談支援事業所や就業・生活支援センターのほかに、ハローワークなどの就労相談専門機関をご案内しているところです。

今後も、日頃から本市や機関同士で連携をしておりますこれらの相談支援機関につなげるとともに、利用者の状況や希望に応じた支援が受けられるように、取組を進めてまいりたいと考えております。

●長屋いずみ委員 同じ事業所のことでした。慣れた場所という方もおられたでしょう。B型事業所に行かれた利用者も多かったということですが、A型とB型は機能が異なり、A型は利用者が事業者と雇用契約を結び、生産活動や職業訓練を行って、最低賃金以上の給料を受け取り、なかなか進んでいかない障がい者雇用を補っているところです。利用者は、障がいという特性から、不安を抱えておられるのではないかと危惧もしますし、今後も、事業所の経営悪化が起こるのではないかとともに思います。

事業所廃止に至る前に相談を受けるなどで、きめ細やかな対応をしていただくよう求めて、私の質問を終わります。

●山田一郎委員 私からは、障害福祉サービス事業所等への指導強化について質問いたします。

まず、指定取消し事案の事業所の運営実態について伺います。

9月27日に、株式会社中和welfareが運営する二つの指定障害福祉サービス事業所の指定取消しが発表されました。この法人は、最近、保育施設の不適切な運営により認可取消し等の処分を受けた法人と経営者が同じであり、このような経営者が社会福祉事業に携わっていたことに憤りを感じております。

障がいのある方々が安心して障害福祉サービス等を利用し、適切な支援を受けていくためには、今回のような事案は、あってはならない無責任なもので、到底許されるものではありません。今回の指定取消し処分は、従業者からの通報により、市が監査を実施した結果、利用者への賃金一部不払いが経済的虐待行為に当たると判断したことによるものであり、また、この経済的虐待行為とは別に、必要な有資格者を配置していなかった給付費等の理由により、現時点で約4,200万円もの過大請求がなされていたと承知しております。

そこで、質問ですが、本事案における事業所の運営実態はどうだったかについて伺います。

●成澤障がい保健福祉部長 9月27日付で指定の取消しを行いました事業所の運営実態についてお答えをいたします。

まず、経済的虐待行為として、経営者によるさまざまな事業運営によりまして、利用者へ賃金を支払える資金が確保できないという状態が続き、少なくとも、今年の6月、7月の支給分の賃金の一部、約210万円が支払われていないことを確認しております。

また、給付費の過大請求につきましては、経営者の怠慢によりまして、障害福祉サービス事業の運営に必要な人員配置あるいは届出がなされていなかったものでありまして、現時点で、委員がご指摘のとおり、約4,200万円の過大請求となっております。

●山田一郎委員 もちろん、今回の事案は特定の経営者によるもので、特殊なものかもしれませんが、対応が適切であったのかなどを検証していただきたいと思いますし、また、この給付金の過

大請求に関しましては、市民の大切な税金でありますので、必ず全額返還してもらうことは必須であると考えております。真面目に福祉事業をやっている事業者の方に示しがつきませんのでよろしくお願いします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

障害福祉サービス事業所等は、年々増加しており、令和6年9月1日時点で札幌市内には4,595か所もの事業所がございます。今回の事案は、関係者からの情報提供がきっかけで判明したと聞いております。多くの事業所は適正に運営されているとは思いますが、これだけの事業所があると、不正等の情報提供の件数も相当あるのではないのでしょうか。

そこで、質問ですが、障害福祉サービス事業所等に関する不正等の情報提供について、件数とその内容、情報提供があったときの現状の対応と、今回の事案を踏まえた今後の対応を伺います。

●成澤障がい保健福祉部長 不正等の情報提供の数、そして、その内容、現状の対応と今回の事案を受けての今後の対応についてお答えをいたします。

情報提供の数につきましては、重複するものもございますが、ここ数年は多い月で100件を超えておりまして、月平均でも80件程度で推移をしているところです。

内容としましては、事業所の運営基準に関します人員配置の届出やサービス提供の記録が実態に合っていない、あるいは、虐待については、利用者をどなる、たたくなどの心理的、身体的なものが多い状況となっております。

情報提供があったときには、丁寧に聞き取りを行いまして、対応記録を残し、内容が具体的なもののや繰り返し寄せられるものについては、優先的に実地調査をするほか、適宜、電話での聞き取り、あるいは、口頭での指導を行っているところでございます。

今後は、今回の事案の検証も行った上で、情報提供に関する調査、指導の指針を整備するなど、

一步踏み込んだ対応ができるように検討を進めていきたいと考えております。

●**山田一郎委員** もちろん、内容や程度は様々だと思いますが、少なくない件数の情報提供があり、速やかに対応していく必要があると感じました。

利用者が適切な支援を受けられるよう、障害福祉サービスの質の維持・向上をしていくためには、不正や虐待の防止は重要な課題であります。事業所の数が増加している中、限られた職員での対応には限度があり、抜本的に指導体制を強化する必要があると考えております。

このことについて、令和6年第1回定例会の私からの代表質問に対し、障害福祉サービス等の質の維持・向上のため、外部への委託も視野に、より多くの事業所への運営指導の実施を検討すると回答がございました。

そこで、質問ですが、この運営指導の外部への委託について、現在の検討状況を伺います。

●**成澤障がい保健福祉部長** 運営指導の外部委託、これの検討状況についてお答えをいたします。

事業所数の増加に対応して、運営指導を速やか、かつ、確実に実施していくために、令和7年度以降、段階的に外部委託を進めることを検討しております。国が定める運営基準の遵守や、給付費算定の誤りなど、比較的確認が容易な事項は外部に委託をしまして、より多くの事業所へ頻度を高めて計画的に運営指導を実施していく予定であります。

この外部委託に伴いまして、職員は、不正や虐待など、緊急性が高いもの、困難性の高い事案への対応に注力をいたしまして、障害福祉サービス事業所への指導体制の強化を図ってまいりたいと考えております。

●**山田一郎委員** 令和7年度以降、段階的に外部委託の検討中という形でございました。

障害福祉サービス事業所等への運営指導に係る国の調査結果では、回答した自治体の約8割が、

対応する事業所の増加に担当者の数が追いつかない点を課題として挙げており、札幌市も同様と認識しております。社会福祉サービスに係る不正や虐待は全国的に発生しており、札幌市も例外ではございませんが、このことは、事業者の問題だけでなく、必要な運営指導が行われていないことも要因と考えられます。

障がいのある方々が安心して障害福祉サービス等を利用できる環境を実現するために、外部委託の導入など、抜本的な指導体制の強化にしっかりと取り組んでいただくことを要望して、私からの質問を終わります。

●**篠原すみれ委員** 私からは、市民後見人に関する札幌市の取組について質問いたします。

まず、市民後見人の現状と実態調査についてです。

高齢者人口の増加に伴い、成年後見制度の利用者数は年々増加しております。そのような中、国の計画や本市の地域福祉社会計画2024において市民後見人の活動に期待が寄せられており、地域での寄り添い型の支援の実現を標榜する存在と言えます。また、法律に基づく法定代理人としての権限による業務を行うという点において、専門職後見人と変わりがございません。

しかし、養成講座を受けるなどのプロセスを経ても、専門職後見人のように法律を専門的に学んでいるわけではないことが多いため、専門的な知見が必要とされる場面では、関係機関のサポートが大変重要です。例えば、親族関係が複雑だったり、債権債務の問題を抱えていたり、部屋の中に遺骨があったりなど、どのように対応したらいいのか分からないケースに出くわすことがあり、弁護士など専門家の助言が必要です。加えて、市民後見人本人の精神的負担の軽減やモチベーションの維持のためには、関係機関との連携がスムーズに行われることが重要です。

厚生労働省における2022年1月の市民後見人実態把握調査では、様々な課題が明らかとなりました。調査対象の自治体から期待される役割や責任

が過大であることや、活動に至らない名簿登録者への対応が課題であることが挙げられています。

市民後見人の活動は、財産管理や生活支援、医療・福祉サービスの利用支援など、多岐にわたるため、どのような困難を抱えているのかの実態を的確に把握し、適切なサポート体制を構築することが肝要です。

そこで、質問ですが、札幌市では、市民後見人や、市民後見人を支援する関係機関の活動実態などについてどのように把握しているのか、伺います。

●向瀬地域生活支援担当部長 市民後見人や関係機関の活動実態等の把握についてお答えいたします。

まず、新たに受任した市民後見人につきましては、一定の期間までは、札幌市成年後見推進センターが、3か月に1回、面談を実施しておりまして、現在の活動内容の報告や個別の相談などに応じているところでございます。

この中で、被後見人の方とのコミュニケーションの取り方が難しいといった声や、報告書の作成が大変であるといった声をいただいております。そうした声を受けて、研修の内容に、対人援助の講義であるとか、報告書作成の演習を取り入れるなど、市民後見人の育成や支援に生かしているところでございます。

また、受任を継続中の市民後見人に対しましては、年に2回、研修を開催しておりまして、グループワークなどを通して成年後見業務についての意見交換を行っておりまして、課題などを共有しているところでございます。

次に、関係機関の活動実態につきましては、成年後見推進センターの活動状況を随時確認しているほか、家庭裁判所とも、毎年、意見交換会を実施しておりまして、市民後見人の育成や支援について情報共有を行い、適切な運営ができるように対応しているところでございます。

●篠原すみれ委員 ただいまのご答弁で、3か月に1度の面談や個別相談、そして、年に2回の

研修などで、グループワークの中で悩みの共有を行っていることや、関係機関との意見交換を行っていることは分かりました。共有された悩みや意見交換によって把握できた課題にどのように対応しているのか、面談などで得られた情報をどのように活用しているのか、さらに気になるところでございます。

事前に確認したところ、本市では、市民後見人の実態を把握するためのアンケート調査を行っていないとのことでした。アンケート調査を行うことで現状を把握でき、統計を取ることで課題を可視化させることができます。対面では伝えられないことをアンケート調査では発信できるという利点があるかもしれません。

現在の取組に加え、客観的に課題や情報を分析できるよう、市民後見人に登録している方、実際に受任している方を対象としたアンケート調査を定期的実施することを強く求めます。それにより、本質的な課題が浮き彫りになる可能性もあるのではないのでしょうか。

次に、今後の取組について質問いたします。

本市の計画において、後見人となる人材の確保・育成・支援がレベルアップ事業として位置づけられております。冒頭で申し上げたとおり、市民後見人と専門職後見人は、法定代理人としての権限を有するという部分においては同じですが、後見人に選任されるまでのプロセスが異なり、さらには、求められる役割にも一部違いがございます。

市民後見人の特色は、社会貢献活動という一面を持ち合わせており、専門職後見人よりも、同じ地域に暮らす存在として寄り添った支援ができるところが優れた面と言えます。そして、何より、被後見人本人の意思をより丁寧に把握しながら活動を進められる強みがあると言われております。

以上のことから、市民後見人と専門職後見人の違いを明確に把握し、理解し、その特色に合った支援が必要と考えます。

そこで、質問ですが、札幌市では、市民後見人

が安心して後見業務に従事できるようなフォローアップ体制が取られているのか、伺います。

●向瀬地域生活支援担当部長 市民後見人のフォローアップ体制についてお答えをさせていただきます。

市民後見人の活動に対する支援につきましては、まず、受任を開始した際に、成年後見推進センターから、案件に対する個別のアドバイスとして、すぐに着手すべき調査項目ですとか、今後の日程の確認など、きめ細やかなレクチャーを行っているところでございます。

また、成年後見推進センターでは、市民後見人が業務の中で対応に苦慮した際には、随時、相談を受け付けておりまして、弁護士や司法書士などの専門職によるサポートや、家庭裁判所に提出いたします書類作成の支援も行っているところでございます。

こうした市民後見人へのサポートをはじめとする機能を充実するために、令和6年度からは、成年後見推進センターの職員を1名増員いたしまして、市民後見人の受任増にも対応可能な体制へと強化したところでございます。

このほか、市民後見人の方有志による自主的な勉強会が今年度発足したこともありますし、今後も市民後見人が安心して後見業務に取り組めるよう、きめ細やかな支援を続けてまいりたいと考えております。

●篠原すみれ委員 支援体制の強化について、着実に進められていることが分かりました。

最後に、2点要望を申し上げます。

まず、実態把握についてです。

体制を強化するに当たっては、ぜひとも、本市でアンケート調査という手法を取り入れ、現場の声を聞く方法も工夫する必要がございます。後見制度に係る民法の改正が検討されるなど、本制度の活用方法は時代に合わせて見直されているところです。本市としても、独自のアンケート調査を実施し、市民後見人制度の取組を充実させていただくことを求めます。

2点目は、本市にとって有益な制度の構築です。

家庭裁判所をはじめとした各関係機関との密なやり取りや体制強化が必要不可欠です。そして、これまでの質疑で取り上げてまいりました課題等への取組が、身寄りのない高齢者や地域の方々が本市で安心して暮らせる社会の実現に資することとなります。今後の社会情勢をしっかりと見据え、本市にとって有益な市民後見人の活動となるよう、市民が安心して暮らせる制度を着実に推進させていくために、本制度の在り方について、より深く検討していただくことを求めます。

以上で、私からの市民後見人に関する質問を終わります。

●森山由美子委員 私からは、重度訪問介護について、2点お伺いいたします。

重度訪問介護と言うと、大泉洋主演の映画「こんな夜更けにバナナかよ」で注目されましたが、重篤な病で車椅子生活を強いられた常時介護を必要とする主人公が、最後まで自分らしく、人間らしくあり続けるため、それを支える周りとの主人公の苦しみ、葛藤を描いた物語でしたけれども、この重度訪問介護というのは、常時介護を必要とする重い障がいのある方に対して、とにかく昼夜問わずに命と向き合って、長時間の支援を行うサービスです。

さて、このサービスは、重度の障がいのある方の地域移行を推進する観点からは欠かせないサービスですが、利用を希望する方に必要なサービスを提供するためには、支える側の担い手となる事業所の数も重要と考えます。

そこで、質問ですが、札幌市における重度訪問介護の利用者数とサービスを提供する事業所数についてお伺いいたします。

また、利用者数と事業所数が増加傾向にあるのか、併せてお伺いをいたします。

●成澤障がい保健福祉部長 重度訪問介護の利用状況についてお答えいたします。

令和6年4月時点で、利用者数は465名おりま

して、サービスを提供している事業所数は264ございます。

5年前と比較をしますと、利用者数は約1割程度増加をしておりますが、提供する事業所数はおおむね横ばいとなっております、この傾向は、全国的にも同様の傾向を示しているところであります。

●森山由美子委員 重度訪問介護の利用者数と事業所数について分かりました。

利用者数が増える一方で、事業所数が変わらないというふうになると、一つの事業所で多くの利用者を支援している状況にあることが考えられます。今後も、重度訪問介護の利用者数は増加をしていくと考えられますので、その受皿となる事業所を安定的に確保していくことが、より一人一人に寄り添った丁寧なサービスにつながるため、大変重要と考えます。

先日、私の元に、他都市で重度訪問介護を提供した経験のある事業所の方から、札幌市では、非定型の運用開始など、制度面の改善が段階的に図られてはいるものの、まだまだ改善の余地があると感じるとの声が寄せられました。また、ほかの障害福祉サービスと比較すると利用者が少ないこともあり、障害福祉サービスの提供者の間でも、重度訪問介護の制度に対する理解が進んでいないように感じるとのことでした。

そこで、質問ですが、札幌市の重度訪問介護における課題と必要な取組について、札幌市のお考えを伺います。

●成澤障がい保健福祉部長 重度訪問介護の課題と必要な取組についてお答えをいたします。

重度訪問介護は、一人一人に長時間の介助を行うことから、複数名のヘルパーの派遣など、各事業所の負担は大きく、担い手となる事業所の安定的な確保が課題になってくると考えております。

そのため、利用者はもとより、事業者が支援を行いやすい制度としていくことが重要であり、事業者の声を十分に聞きながら改善を進めていく必要があると考えております。また、1人の利用者

に対し、複数の事業所が支援している事例もございますので、日頃からの事業者間の連携、横の連携も重要であります。

このため、市と事業所との意見交換や、関係者が顔を合わせる機会、こういったものを設けて、事業所間の連携強化につなげてまいりたいと考えております。

●森山由美子委員 様々な業種で人材が不足する中、重度訪問介護の担い手を確保するためには、制度の運用を改善するとともに、各事業所が支援しやすい環境を整備していくことは非常に重要と考えます。

重度の障がいのある方の在宅生活を支えるため、日々懸命に支援をしている事業所の声を十分に聞きながら、重度訪問介護が持続可能な制度となるよう、しっかりと検討を進めていただくことを要望いたしまして、私の質問を終わります。

●田中啓介委員 私からは、本市における障がい者就労施設等からの物品などの調達についてと障がい者地域活動支援センターに関して、大きく2点質問をさせていただきます。

まず、本市における障がい者就労施設等からの物品などの調達についてですが、障がいのある方は、一般就労が困難であっても地域で自立した生活を送るために、福祉的な支援を受けながら、障がい者の就労施設などで、製品の袋詰め、梱包などの軽作業、手工芸品を製作販売、広告チラシや、ホームページのサイトの作成、本庁舎の1階ロビーでも出店をしておりますカフェなどの飲食店、パンやお弁当などの食品、農作物を作ること、公園やビルなどの清掃、また、本市の場合のように積雪がある地域では、除雪の作業なども行っております。それらによって、障がいがある方が、作業工賃を得て仕事のやりがいを感じる、また、地域社会とのつながりを感じて、地域で自立した生活を目指しております。

国は、障がい者就労施設で就労する障がい者や、また、在宅で就業する障がい者の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体、独立行政法

人などの公的な機関が物品やサービスを調達する際に、障がい者の就労施設等から優先的、また、積極的に購入することを推進するために、障害者優先調達推進法、こちらを制定、2013年度に施行されて10年が経過をいたしております。

本市は、これまでも様々な物品・サービス等を障がい者就労施設などから調達し、また、拡充してきていると思います。

そこでまず、本市の調達実績とこれまでの推移について伺います。

●成澤障がい保健福祉部長 札幌市の障がい者就労支援施設等からの調達実績について、これまでの推移も含めてお答えをいたします。

札幌市における調達実績につきましては、先ほど委員からご指摘がありました法の施行から、平成25年度から統計を取り始めております。平成25年度は1億7,000万円、その後、令和4年度まで、毎年度右肩上がりです。推移をしております、令和5年度、昨年度には平成25年度当時の約2倍となる3億4,000万円になっております。

しかし、昨年度は、初めて前年度を2,100万円ほど下回ったという状況になってございます。

●田中啓介委員 今、答弁で、最初1億7,000万円だったものが右肩上がりです。どんどん拡大し、額としては上がってきていたけれども、昨年度は2,100万円、逆に減ってしまったということでありました。

その答弁にありました昨年度減少した要因については、どのように分析されているのか、伺います。

●成澤障がい保健福祉部長 昨年度、調達額が減少しました要因についてお答えいたします。

調達内容を分析しましたところ、主な要因といたしまして、デジタル化の進展に伴うペーパーレス化、これによりまして、印刷物の発注が大きく減少したことが一つ挙げられます。このほか、清掃などの業務が施設の管理と一体的に民間企業に発注されるという動きも見られ、今後もこうした流れは続くものと考えております。

また、昨年度、新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことによりまして、施設の消毒や衛生用品の配送などの役務業務、この発注がなくなったということも影響しているのではないかと考えております。

●田中啓介委員 デジタル化の進展に伴うペーパーレス化、あとは清掃などの業務を外委託していることが、それが今後も続くのではないかとということでありました。

法律ではそうであったとしても、やはり、行政として、物品等の調達を推進するよう必要な措置を講じることが求められております。ペーパーレス化、また、デジタル化、さらには業務の外委託化など、社会情勢の変化で、実際に仕事、受注が減ってしまっただうしたらいいかと悩んでいる障がい者施設などに対して、本市として情報やアドバイスなどの支援が求められているというふうに思います。

そこで、伺います。

本市は、この施設等からの物品等の調達を推進していくために、法の趣旨に沿った対策はもとより、社会情勢の変化を受けた対応、対策が求められていると思いますがいかがか、伺います。

●成澤障がい保健福祉部長 法の趣旨に沿った対策はもとより、社会の変化を受けた対応についてお答えをいたします。

法に基づきましては、札幌市の優先調達を進めるために、複数部局にまたがる会議を設置しております。この会議体におきまして、各部局に障がい者就労施設等への発注を働きかけているところであります。特に、昨年度の調達実績の減少を受けましては、局長職をはじめとした各階層の会議で全庁的に優先調達を推進していくことを再確認しております。また、法の制定から10年余りが経過していますことから、全部局に対して、改めて、優先調達の趣旨や対象施設、そして、契約方法の実務などに関しても共有を図ったところであります。

また、今回の減少の大きな要因であるデジタル

化、これに対応するために、デジタル情報処理ができる施設、それと具体的な発注事例、こういったものを紹介するなどしまして、社会変化を踏まえた取組を始めたところであります。今後も、変化を捉えて柔軟に対応をしていきたいと考えております。

●田中啓介委員 10年経過して、改めて再確認をしていくということと併せて、デジタル化についても、そういうことをできるような事業所なども逆に紹介をしたりということだというふうに思います。今後、柔軟に対応していくということでございました。

やはり、障がいのある方が、生産活動の報酬としての作業工賃、これを得るということは、仕事のやりがい、これを感じるというだけではなくて、やはり、社会とのつながりを感じることもなっけてまいります。

地域での自立した生活に間違いなくつながっていくというふうに思いますので、この作業工賃を決して下げることはないように、本市として、その取組を始めたばかりという部分もあったというふうに答弁はありましたけれども、引き続き、調達の推進をしていくよう求めておきます。

続いて、障がい者地域活動支援センターについて質問をいたします。

地域活動支援センターは、障害者総合支援法において地域生活支援事業の一つに位置づけられている支援機関であります。同センターにおける福祉支援の目的、こちらは、障がいのある方が能力や適性に応じて自立した生活が送れるよう、孤立しがちな障がいのある方が地域とつながるための居場所や生きがいを提供し、様々な活動を通じて社会との交流を後押しすることであり、具体的には、手工芸品の製作販売あるいは環境美化、レクリエーションとか、地域イベントへの参加、生活相談などがあり、地域の人も参加可能な場所であり、ボランティアの育成なども併せて行っております。

これまでの地域活動支援センターについて、そ

の事業をされている方から、労働者の最低賃金は引き上がっている、あるいは、他の福祉分野では福祉従事者の処遇改善がされてきているにもかかわらず、地域活動支援センターへの人件費に充てる補助基本額、こちらは15年にわたって据え置かれたままになっていることについて、繰り返し、引上げの要望があり、そして、昨年8月には本市で運営している13の地域活動支援センター事業者、また、その利用者の方々が本市との意見交換会を設け、その場においても引上げなどを求める声がありました。さらに、8割以上の事業者が連名で、札幌市に対して補助額の引上げの要望も、昨年されております。

加えて、昨年の決算特別委員会で我が党の長屋委員から、この15年間据え置かれたままになっている補助基本額を実態に見合ったものに見直すことを求めてまいりました。

本市は、答弁で、これまで、国の十分な予算措置がない中で、地域活動支援センターの安定的な運営のために国の補助基準額を上回る運営費補助の維持に努めてきたと答弁をしております。そして、今年度、本市はその運営費補助金の基準額などを変更しております。

そこで、伺います。

地域活動支援センター運営費補助要綱を改正したその理由について、まず伺います。

●成澤障がい保健福祉部長 地域活動支援センター運営費補助要綱を改正した理由についてお答えをいたします。

委員がご指摘のとおり、地域活動支援センターを取りまとめている団体から、事業継続が物価上昇等あるいは運営費と補助金が見合わないということで、補助額の引上げについて、毎年、要望が続いているところでございました。

このため、札幌市のほうで、事業所から提出をされます事業実績報告書、これを確認いたしまして、経営実態などを把握し、赤字幅に見合う補助額として平均約6%増額を行ったという点が一つと、要望の中でも利用者の利便性向上につながる

送迎加算、これを創設いたしまして、これらの改正により、補助要綱の改正を行ったところでございます。

●田中啓介委員 要望があったことを受けて実態を把握して、そして、赤字幅に見合う分の平均6%、補助額を増額した部分と、あとは利用者の利便性を考えた送迎加算も新たに創設をしたということであり、その実態を把握した、まさに事業者や利用者などの声に一定数応えたものだというふうに思います。

この地域活動支援センターというものは、障がいのある当事者が地域で自立して安定的に暮らしていく上においても欠かせない場所ですが、しかし、私自身、もう少し早くやっていただくべきだったのではないかというふうに思っております。というのは、ここ5年間で11か所も閉鎖に追い込まれてしまっており、この11か所を利用されていた障がい当事者にとっては、その居場所がなくなってしまう、減ってしまっているという現状もございます。

今年度はその声にも応えていただいたということでありました。今、まだ物価の高騰が続いています。様々な必要経費がかかっています。

今回は、赤字幅を補填するような形で引き上げたということでありましたが、引き続き、この実態をしっかりと見ていただいて、事業者や利用者の声に応えるような支援を引き続き行っていただきたい。ただ一方では、確かに、国の十分な予算措置、こちらがされていない部分はございます。こちらにおいては、繰り返し、引き続き、十分な予算措置をしっかりと行っていくよう、改めて求めていただきたいということも申し上げておきます。

昨年の意見交換の中で、一つ反映されたものは、先ほど答弁にもあった送迎加算があります。もう一つ、この意見交換の中で出されていた声として、地域活動支援センターの事業者または利用者から、就労継続支援事業所に通いながら、地域活動支援センターの利用について、この同日利用

を認めてほしいという声でございます。

例えば、午前中、就労訓練のために就労継続支援事業所に通って、午後から地域活動支援センターに通って、食事サービス、また、金銭管理や服薬支援を受ける、気軽に立ち寄れる場として利用されている障がい当事者は決して少なくはありません。このようなケースの場合、本市は1人の障がい当事者への包括的な支援料の枠を超えるため、どちらか一つ、または、どれか一つの事業所しか実績として扱えないこととして、原則、同日利用は認めておりません。しかし、障がい当事者にとっては、就労継続支援事業所と地域活動支援センターを同日利用することは、どちらも必要な福祉支援であります。

昨年本市との意見交換会のときにも、障がい当事者の方から、就労継続支援事業所に通う前後に地域活動支援センターに立ち寄れることで自分は頑張っているんだという声、B型通所と地活で生活を支えてもらっている、私にとってはどちらかを選ぶことはできないと訴えております。そのような利用者のために、現在、少ない地域活動支援センターでは、実績を取れないまま、つまり、その分の補助は支給されなくても、利用者の立ち寄れる居場所として受入れ支援を継続しているのが実態であります。

このようなケースは、他の自治体では、就労継続支援と地域活動支援センターの同日利用は原則認めないとはしておりますが、ただし、として、地域活動支援センターを利用することが、安定した日中活動系サービスの利用、または、地域生活の安定に資すると判断される場合は、日中活動系サービスとの同日利用を認めるというような自治体もございます。

そこで、伺います。

本市においても、就労継続支援事業所と地域活動支援センターなどを同日に複数利用することが障がい当事者の地域生活の安定や自立した生活につながると判断される場合には、通所施設の同日利用ができるよう、柔軟な対応が求められると思

いますがいかがか、伺います。

●成澤障がい保健福祉部長 地域活動支援センターと就労継続支援事業所の同日利用に関してお答えをいたします。

地域活動支援センターは余暇活動を中心とした交流の場でありまして、就労継続支援につきましては、就労訓練の場として、利用者の状態や能力に応じた利用を想定しております。また、共に日中活動サービスでありまして、給付費等に関して1日単位で算定となっていることから、同日の利用は認めていないところです。

一方で、地域生活の安定や自立、こうした利用者の相談ニーズに対応するために、相談支援事業所を併設する地域活動支援センターを市内に3か所設置しております。この相談併設型の地域活動支援センターと日中系の活動サービス、通常の地活だとか、就労継続支援事業については、この相談支援事業所併設型の地活との同日利用、これは認めているところであります。

●田中啓介委員 今、部長答弁のあった、その地域活動支援センターの中でも相談支援併設型、こちらは3か所あって、そちらは同日利用を認めているということであります。

この地域活動支援センターの補助要綱にもありますが、この地域活動支援センターの相談支援併設型という場合、こちらの事業所をもし設置する場合は、要件として、常時20人以上の利用者が必要だというふうになっているのと、この名前のとおり、相談支援事業、こちらを併せて行う必要があります。

多くの地域活動支援センター、8割以上は一般型と言われている事業所でありまして、この一般型のセンターの要件は、1日当たりの利用者は5人以上となっています。また、相談支援事業を絶対しなければいけないということではなくて、日中活動の場として、その場を提供していくことが求められていること、そういう利用をしている中でスタッフに気軽に相談ができるというのが、そして、何よりも、小規模、少人数だからこそ、利

用者のニーズに合わせた多彩な活動ができるのが一般型であります。

就労継続支援事業、就労継続支援のA型だったり、B型事業所と一般型のこの地域活動支援センターを同日利用している障がい当事者にとっては、まさに一般型の小規模、少人数だからこそその居場所であり、スタッフに気軽に相談ができて、地域での自立や安定した生活が送れるような支援を受けることができます。

そこで、改めて伺います。

この一般型の地域活動支援センターであっても、障がい当事者の地域生活の安定や自立した生活につながると判断される場合は同日利用ができるような、それを認めることも検討していくべきだというふうに思うのですがいかがか、伺います。

●成澤障がい保健福祉部長 一般型での同日利用を認めるべきではないかということに対してお答えをいたします。

先ほど、委員から他都市で実施をされているということもお聞きをしておりますので、どのような形態で行っているのか、まずは、情報、実態を把握させていただきまして、札幌の実態に合うのか、そこら辺は検討に着手したいと考えております。

●田中啓介委員 障がい当事者の方々が地域で本当に安心して自立した生活が送れるような様々な支援があります。障がいを持っている方々が不利益を被らないような、そういう検討をしていただけるということだったので、ぜひ検討して、当事者に合った支援が札幌市としてもきっちりと補助できるように、そのことを求めて、質問を終わります。

●丸岡守幸委員長 ここで、およそ20分間、委員会を休憩いたします。

休 憩 午後3時54分

再 開 午後4時15分

●小須田大拓副委員長 委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、質疑を行います。

●森 基誉則委員 私からは、大きく三つ伺います。

内容としては、区支援調整課の取組について、続いて、孤独・孤立対策の取組について、最後は、精神疾患や発達障がいを抱える子どもへの支援についての3項目です。

まず初めに、区支援調整課の取組状況について質問します。

今日、福祉的ニーズが多様化・複雑化する中、複合的な福祉課題を抱えた世帯や、制度の隙間、はざまにある世帯に対する支援が求められています。複合支援に対する札幌市の取組として、支援調整課が、区保健福祉部の各課に寄せられた複合、はざまの相談に対して、組織的に漏れなく支援を行うことが求められます。

そのため、複合支援推進会議等を通じて組織横断的な連携体制を構築し、部内各課や外部機関とともに支援に取り組むことを目的として、2022年度から北区、東区で、翌2023年度からは厚別区と南区でモデル実施していると存じております。

そこで、最初の質問です。

これまでの会議の開催回数と支援対象となった世帯数、併せて対象世帯の抱える課題の内訳について、それぞれ伺います。

●東館総務部長 四つのモデル区における支援調整課の取組状況についてお答えいたします。

区の保健福祉部内の部課長が複合的な課題を抱える世帯に支援方針を決定したり、支援事案の進捗管理を行うために必要に応じて開催する複合支援推進会議について、令和5年度末までに4区合計で117回実施されております。

また、支援対象となった世帯数は、複合支援推進会議で協議した事案のほか、支援調整課と関係課が個別に協議して対応した事案を合わせますと、469世帯に上っております。

次に、対象世帯の抱える福祉的な課題につつま

しては、生活保護など、経済的困窮の状態にある世帯や精神障がいのある方がいる世帯がそれぞれ全体の66%、知的障がいのある方がいる世帯が46%となっております。加えて、福祉的な課題を抱えていますが、行政や相談機関、地域等からの支援を拒んでいる世帯の割合が39%に上っており、これらの課題を複数抱えている世帯が多く見られる状況でございます。

●森 基誉則委員 この最初の複合支援推進会議の117回実施という数ですけれども、正直、今現在、これが多いのか少ないのか、ちょっとよく分からない部分があるんですけれども、それでも支援調整課が多くの複合支援を必要とするケースに対応していることは理解しました。

市民の立場からは、支援調整課ができたことで、区役所に福祉的な困り事を相談しやすくなることが重要です。そのためには、区保健福祉部各課の担当職員が世帯の抱える様々な課題に気づき、受け止めて、支援調整課へつなぐといった対応力の向上が大事になってくると思います。また同時に、区保健福祉部職員に支援調整課の役割や機能に対する理解を広く浸透させていくことが必要だと考えます。

そこで、質問です。

区保健福祉部の職員に対し、福祉的課題を抱える世帯への対応力の向上や、支援調整課の役割、機能への理解の浸透を図るためにどういった取組を行っているのか、また、支援調整課の取組に対して区保健福祉部職員からどのような声が寄せられているのか、伺います。

●東館総務部長 支援調整課の取組を進めるに当たりまして、区保健福祉部の職員に向けてはどういった取組を行っているのか、また、職員からはどのような声が寄せられているのかとのご質問でございます。

モデル区では、保健福祉部内の各課職員を対象としまして、支援調整課の役割や取組についての研修を実施し、その理解促進を図っております。

また、支援調整課と関係課が共同して複合的な

課題を抱える世帯への対応を検討し、実際に支援の実例を積み重ねていくことで、各課職員の支援調整課の取組に対する理解も深まってきております。

このほか、保健福祉局におきましても、市民の中には自ら支援を求めない、あるいは、求めることができないといった、支援につながるのが難しい方もいらっしゃることをモデル区の職員にもよく理解してもらい、そうした方々への対応力の向上を図るための研修を令和5年度に実施しております。

こうした取組を通じまして、モデル区の職員からは、担当課が明確でない事案についても支援調整課を介すことで関係課との協力関係が築きやすくなった、また、他課との連携によって多角的な視点から支援を考えることができた、支援調整課が設置されて、制度のはざまの事案への初動がスムーズになったなど、支援調整課の設置を評価する意見が寄せられております。このほかにも、対応に苦慮していた事案が進展し、助かっている、日々の業務における心理的な負担が少し軽くなったという声も上がっております。

今後も、市民がより相談しやすく、かつ、必要な支援へと円滑につながるよう、研修や支援の実践を通じまして、支援調整課の取組を区保健福祉部内に根づかせていきたいと考えております。

●森 基誉則委員 まだ取組の歴が浅いですから、実例の積み重ねに勝るものはないと思います。区保健福祉部内に支援調整課のこの取組を浸透させる取組や、職員からも前向きな評価がなされていることを理解できました。

複合支援が必要なケースは今後も増加することが見込まれますし、モデル区以外でも同様の対応が急務だと思います。今後の全市展開も必要になってくるのではないかと考えています。

そこで、質問です。

支援調整課の設置の効果と全市展開の必要性についての考えを伺います。

●東館総務部長 支援調整課の設置効果と全市

展開の必要性についてのご質問でございます。

モデル区では、支援調整課が保健福祉部内の関係課と共同し、複合的な課題を抱える世帯への支援における核となって、こうした世帯の孤独を防ぐためにつながり続けることを目指す伴走型支援の実践に取り組んでおります。

また、担当課の職員が対応に悩み、孤立して、そのために支援が滞ってしまう、そういったことにならないよう、支援調整課が対象世帯の課題の洗い出しや支援方針の調整、進捗管理といったマネジメント的なことに加えて、必要に応じて、アセスメント作業への協力ですとか、対象世帯への訪問への同行、相談への同席など、職員に対するバックアップにも併せて取り組んでおります。

こうした取組を通じまして、対象世帯の生活課題が悪化する前の迅速な対応や、支援から漏れてしまう世帯が出ることを防ぐといった効果が確認できているところでございます。

複合的な課題や制度のはざまの問題への対応ニーズは高まっておりますことから、区の保健福祉部がこれに円滑に対応できるよう、モデル区の支援調整課の取組を全市に展開し、支援体制を早急に整備していくことが必要と考えてございます。

●森 基誉則委員 核となって伴走的な支援をするには、やはり、人員と時間が必要となると思います。複合支援が必要なケースに対して組織的に対応するためには、支援調整課に職員を配置し、複合支援推進会議等を通じて対応する仕組みが必要であると考えます。したがって、この取組を推進するために、支援調整課の全市展開を実現する必要があるのではないのでしょうか。

支援調整の取組は、区保健福祉部内での複合案件の支援調整を行う業務であることは理解しています。しかし、民生委員、福まちなどの地域関係者をはじめとして、NPOなど、外部の支援機関の方々からも、複合またははざまの課題への対応に区役所と連携して対応したいという声を耳にし

ています。そのため、今後は、支援調整課と地域関係者やNPO等との連携が重要になってくるのではないかと考えています。

そこで、この項目最後の質問です。

モデル区の支援調整課では、現在、地域関係者等にどのような働きかけを行っているのか、また、全市展開後にはどのように進めていく考えなのか、伺います。

●東館総務部長 支援調整課と地域関係者等との連携についてのご質問でございますが、モデル区では、民生委員や地区の福まち推進センターなどの地域の福祉関係者が集まる各種会議に支援調整課職員が出席して、顔の見える関係づくりに取り組むなど、各区がそれぞれ工夫しながら取組を進めております。

また、昨年度からは、支援調整課と区の社会福祉協議会が連携しまして、区社会福祉協議会が地域関係者等を通じて把握した事案について情報共有を図り、支援へとつなげていく取組も開始したところでございます。

今後は、区保健福祉部と地域関係者やNPOを含む外部の地域支援機関等がより円滑に情報を共有し、必要な支援につなげる仕組みづくりをどのように進めていくのかが課題であると認識しており、モデル区での実践を踏まえて検討してまいりたいと考えております。

●森 基誉則委員 支援調整課と地域関係者等との連携と今後の展開については理解しました。ただ、今後なのですけれども、新たに始める区は、支援調整課がなくても対応できていると、プライドを持って仕事をされていらっしゃる方もいらっしゃると思います。もしくは、あまりなじみのない福祉分野に配属になりまして、いきなり自分だけの課でも大変なのに連携をと言われて、ほかの課とも一緒にやろうということに戸惑う職員が出てくることも想定されます。様々な職員の思いや立場も考慮に入れながら、体制構築を進めていただきたいと思います。

最後に、今後も、複合的な福祉課題等を抱えた

市民の困り事を逃がさず、対応していただくことを期待して、この項目の質問を終わります。

続いて、孤独・孤立対策のための連携体制づくりについて質問します。

2023年第4回定例会では、孤独・孤立対策推進法の施行を見据え、孤独・孤立対策に関わる支援機関や民間団体との連携体制を構築していく必要性について質問し、今後、相談支援機関同士のさらなる連携強化に向けて、活動内容の共有や事例検討等を通じた顔の見える関係づくりを進めていくとの答弁がありました。

そこで、質問です。

孤独・孤立対策のための連携体制づくりについて、現在、保健福祉局ではどのような取組を進めているのか、伺います。

●東館総務部長 孤独・孤立対策のための連携体制づくりに向けた取組状況についてのご質問でございますが、令和6年2月に、初めての試みとしまして、8050問題やひきこもり、ケアラーなどの支援に携わる関係機関が集まって情報共有や意見交換を行う会議を開催いたしました。今年度についても引き続き8月に開催したところでございます。

この会議には、生活就労支援センターステップや地域包括支援センター、障がい者相談支援事業所、ひきこもり地域支援センターなどの支援機関のほか、札幌市からも保健福祉局や区保健福祉部の職員が参加いたしまして、分野横断的なネットワークづくりに取り組んでおります。

会議の中では、今日的な福祉課題となっております8050問題やひきこもり等の支援に知見が深い団体からの活動紹介や、グループに分かれて、事例検討、意見交換を行うなど、顔の見える関係づくりが進むよう工夫したところでございます。

●森 基誉則委員 令和6年は、2月と8月、2回行ったということですが、分野横断的なネットワークづくりに向けて、支援機関による情報共有や意見交換の取組を進めていることについて理解しました。

今後、関係機関の連携による包括的な支援体制を強化し、官民連携による孤独・孤立対策を推進していくためには、こうした全市的なネットワークづくりに継続して取り組んでいくことに加え、現場で支援に携わる関係機関の職員にとっては、実務レベルの会議も必要であると考えています。

そこで、質問です。

これまでの2回のネットワーク会議の実施から見えてきた効果や、現場の声を踏まえた今後の展開についてどのように考えているのか、伺います。

●東館総務部長 連携体制づくりの取組効果と今後の展開についてお答えいたします。

ネットワーク会議参加者へのアンケートでは、8050問題やひきこもりに関し、各機関が類似した課題を抱えていることが分かった、また、各機関の役割や支援内容を共有しながら担当者同士が顔合わせをすることができて、今後の連携がしやすくなると感じた、そういった感想を多くいただくなど、会議開催には一定の効果があったものと認識しております。

一方で、より身近な地域で開催できると各機関からももっと幅広く職員が参加できる、区役所の関係職員も交えて区ごとに開催できるとより顔の見える関係づくりにつながる、また、連携したい機関や部署はまだほかにもあるので参加をぜひ呼びかけてほしいなど、開催方法や参加機関に関するご意見もいただいたところでございます。

今後は、こうした声も踏まえまして、行政、民間の支援機関、地域関係者等の相互の連携・協議がより効果的に進むよう、区単位でのネットワークづくりにも取り組んでまいりたいと考えております。

●森 基誉則委員 各機関で類似した課題があるというのは、これは本当にぜひとも共有していただきたいなというふうに思います。

今後の孤独・孤立対策に関するネットワークづくりの方向性について理解させていただきました。より地域に近い単位で、実務者が参加しやす

く、意義のある協議の場をつくっていくためには、各区単位でのネットワークづくりが効果的だと私も思いますので、ぜひとも早期に着手していただきたいと思います。

また、孤独、孤立の問題の背景は様々であり、複合的な福祉課題や制度のはざまの問題を抱えているがゆえに、支援につながらない世帯、個人も多いことから、先ほどの各区支援調整課の取組とも密接に関わるものと考えています。支援調整課と外部の支援機関や地域関係者等との連携構築の取組の一環として、孤独・孤立対策に関するネットワークづくりも位置づけるなど、保健福祉局と各区支援調整課で連携して取組を進めていただくことをお願いして、2項目めの質問を終わります。

では、最後に、精神疾患や発達障がいを抱える子どもへの支援について伺います。

不登校やいじめ、児童虐待など、子どもの心に関する問題は大きな社会問題となっております。その背景には、鬱病や不安障がい、強迫性障がいなど、医学的に治療が必要な子どもが数多くいると言われており、このような子どもへの支援体制の充実は、全国的な課題にもなっています。

しかし、このような子どもを専門的に診る児童精神科の医師は全国的にも少なく、札幌市では、2014年度から2023年度まで北海道大学に寄附講座を設置し、児童精神科医療を担う人材養成を行ってきました。

一方で、医療を必要とする児童は年々増え続けており、今後も医師の養成をはじめとする体制整備が必要な状況です。

また、おとし、障がい保健福祉部が行った児童精神に関係する市内33か所の医療機関に対する調査によると、15歳以下の入院患者を受け入れたことのある医療機関は6施設と少なく、入院治療が必要な場合であっても、すぐに入院先が見つからないというのが現状です。

このような状況を踏まえ、札幌市では、今年10月より、北海道大学病院内に児童精神科の専用病

床を設置し、運用を開始すると伺いました。

そこで、質問です。

北海道大学病院に児童精神科の専用病床を設置することになった経緯と目的について伺います。

●成澤障がい保健福祉部長 北海道大学病院に児童精神科専用病床、これを設置しました経緯等についてお答えをいたします。

札幌市では、平成26年度から令和5年度まで、北海道大学に寄附講座を設置いたしまして、児童精神科の専門医を4名、児童領域の診療が可能な精神科医を70名、養成を行ったところでございます。

年々、精神科医療を必要とする児童は増え続けておりまして、こうした児童が安心して入院できる環境、この整備が求められていることから、これまでの寄附講座で医師の養成システムが確立し、心身両面からの治療が可能な総合病院である北海道大学病院と連携をしまして、既存病棟を改修しまして、児童精神科専用病床を6床設置することとしたものであります。

専用病床の設置は、児童精神科医の養成における臨床の場としても有益であり、これまで以上に、より多くの児童が安心して入院治療が受けられるようになることを期待をしているところであります。

●森 基誉則委員 ドクターが増えると、やはり、次はそのハードの部分ということで、児童精神科専用病床設置の経緯と目的について承知しました。

入院が必要な児童については、摂食障がい、不安障がいなど、状態は様々です。特に、児童相談所においては、一時保護した児童のうち、激しい自傷他害行為などが続き、児童精神に関する入院治療が必要と思われる児童について、入院先がなかなか見つからない状況が続いており、苦慮していると聞いています。

そこで、質問です。

先ほど述べた児童相談所の例をはじめ、入院先が見つからない児童への対応についてどのように

考えているのか、伺います。

●成澤障がい保健福祉部長 入院先が見つからない児童への対応についてお答えをいたします。

特に、児童相談所からの入院調整につきましては、民間の精神科病院の理解と協力を得まして、受入れをいただいておりますが、すぐには受入れ可能な病院が見つからずに対応に苦慮している、入院まで時間を要している状況にあると聞いているところであります。

一方、北大病院側からは、今回設置いたします児童精神科の専用病床は開放病棟に設置をすることから、激しい自傷他害行為のある児童をすぐには入院させることは難しいとの話があったところであります。

しかし、現状を踏まえますと、児童相談所が扱っておりますこうした児童は、例えば、一時的に北大病院の閉鎖病棟、こちらのほうに入院させて、症状が落ち着いたら開放病棟に移すなど、今回の専用病床を柔軟に活用して、可能な限り受入れができるように、北大と連携しながら、今後取り組んでいきたいと考えております。

引き続き、北大をはじめとする関係機関との連携協力を深めながら、適切な治療が速やかに受けられるように体制等を改善していきたいと考えております。

●森 基誉則委員 やはり、連携というのがキーワードになってくると思います。

児童の入院体制の整備に取り組んでいることを理解できました。となると、それ以外の課題への対策も気になってくるところです。

そこで、最後の質問になります。

精神疾患や発達障がいを抱える子どもへの支援については、入院体制の整備以外にも様々な課題があると思われますが、今後、札幌市としてどのように支援を強化していく考えなのか、伺います。

●成澤障がい保健福祉部長 入院体制以外の今後の支援の方向性についてお答えをいたします。

入院体制整備以外にも様々な課題がございます。

す。このため、現在、児童精神や発達障がいに関係する機関からご意見を伺っておりまして、今後、解決に向けた検証等を行っていく予定であります。特に、発達障がいに関しましては、子どもが主に受診をする小児科とも連携をしまして、小児科での気づきを専門機関につなげていくことが重要と考えております。

今後は、札幌市の子ども発達支援総合センターなど、子どもが関係する部局とともに、児童精神科だけではなく、市内の小児科との連携強化にも取り組み、子どもの発達の支援を強化したいと考えております。

●森 基誉則委員 今回の北大病院の児童精神科専用病床設置を一つの契機として、関係機関が連携しながら、適切な医療を必要とする子どもが速やかに入院など治療につながるよう、体制づくりをしっかりと行っていただきたいと要望したいと思います。

また、不安を抱える保護者の気持ちに寄り添い、小児科との連携がスムーズに進むことを要望し、質問を終わります。

●前川隆史委員 私からは、2点、自殺対策とひきこもり支援の取組について、順次お伺いしたいと思います。

まず最初に、自殺対策としてのさっぽろ子どもの自殺危機対応チーム事業についてお伺いしたいと思います。

札幌市では、第4次自殺総合対策行動計画でございます札幌市自殺総合対策行動計画2024を昨年度末に策定し、様々な取組を行っているところでございます。

小・中・高生の自殺者数は全国的に増え続け、令和5年は全国で513人の児童生徒が自殺によって亡くなっておりまして、札幌市においても全国と同様に増加傾向にございます。

我が会派としまして、重要な課題と捉えまして議会議論を深めてきましたが、昨年の4定の厚生委員会では、子ども、若者の特性についてより深く考え、支援者がこれまで以上に強く連携して

関わる仕組みの重要性を指摘したところでございまして、その際に、第4次計画では、新規の事業として、さっぽろ子どもの自殺危機対応チーム事業を実施するとの方針が示されるとともに、この事業については、まずは、子どもへの支援者などが使いやすい制度にすることが必要であり、北海道教育委員会や札幌市教育委員会などからニーズの把握など、丁寧に意見聴取を行っている、また、本事業は、自殺危機について子どもへの支援者が抱え込まず、区役所等の地域の福祉支援機関との連携を促すことを目的としているため、区役所や児童相談所などからも意見聴取を行って課題等の整理も行っていると。さらに加えて、従前から子ども、若者の自殺対策に積極的に関わっている医療機関に蓄積された知見を最大限有効活用することが重要と考えており、そのことも念頭に置きながら具体的な事業の検討を進めているところ、そういった答弁をいただいたところでございます。

自殺の要因は、一つではなく、様々な問題が複合的に絡み合っていると思われます。自殺危機への対応は、一つの機関だけが頑張るのではなく、子どもを取り巻く関係機関が連携しながら、チームとなって対応する必要があることから、この事業については、具体的かつ効果的な支援につながるものとして極めて有効で、期待しているところでございます。

そこでまず、伺いますが、さっぽろ子どもの自殺危機対応チーム事業の事業概要と現在の進捗状況についてお伺いをいたします。

●鎌田精神保健担当部長 さっぽろ子どもの自殺危機対応チーム事業についてお答えいたします。

当該事業は、自殺未遂や自傷行為など、子どもの自殺危機に関する相談、支援要請を受け付けまして、情報収集、リスクの見立て、さらに、支援方針の検討等を行い、家庭等の問題も含めました包括的な連携支援の実施について、学校や区役所などの支援機関に助言をするといった内容の事業

になってございます。

この事業の進捗状況といたしましては、当初は本年10月の事業開始を目指しておりましたが、昨今の医療専門職の人材不足によりまして、この事業の要である相談受付窓口となる人材が、札幌医科大学及び北海道大学病院において確保が難航しているというのが現状でございます。そのため、事業開始スケジュールを見直しまして、なるべく早期に人材確保に努めるとともに、遅くとも来年度当初からの事業開始を目指すことといたしております。

また、今年度につきましては、本年10月から、各大学の既存のスタッフにより、教育委員会と連携しながら試行的にこの事業を実施することといたしております。

これらの内容やスケジュール等につきましては、市内の医療機関、教育委員会、校長会など、当該事業の関係者で構成される子どものいのちを支える連携体制構築検討・検証会議の初回会議を今月の8日に行いまして、情報共有や協力の依頼を行ったところでございます。

今後とも、人材確保に尽力しつつ、試行実施の結果なども踏まえながら、遅くとも来年度当初の円滑な事業開始を目指してまいりたいと考えているところでございます。

●前川隆史委員 昨今は、いろんな役所の事業も縦割りから横串を刺してという連携パターンが非常に増えてきておりますけれども、非常に人材の不足で、当初10月というお考えがあったようでございますが、来年度当初のスタートということでございます。

ともあれ、大変、今の時代、社会のニーズも非常に高い、そういった取組であると思いますので、しっかりと効果の上がるような体制を整えていただき、来年度のスタートをしっかりとしたいと、準備を進めていただきたいと思っております。

このことにつきましては、これで質問を終わりたいと思います。

続きまして、札幌こころのセンターで実施しておりますひきこもり対策推進事業について質問したいと思います。

さきの令和6年1定の予算特別委員会において、我が会派からメタバース環境を活用したひきこもり支援について質問をしたところ、札幌市では、ひきこもり当事者団体が、家庭以外で当事者・家族同士が懇談等をする居場所、よりどころにおける新たな取組として、今年度からメタバースを活用した当事者会を月1回程度実施することを検討していく、こういった答弁がございました。

加えて、メタバースの活用に当たっては、居場所としての機能強化だけではなく、民間企業であるソフトバンク株式会社や札幌市生活就労支援センターステップなどと連携することによって、ネットワーク環境を生かした就労支援の実施を考えている、こういったお話もあったところでございます。

我が会派としましては、顔や名前を出すことに抵抗があったり、外出することが難しいひきこもり当事者の方にとって、メタバースを活用した居場所づくり、就労支援は、一つの手法として効果的であることを指摘させていただきまして、多くの方がご利用できるようにしっかりと事業内容についてPRをしていただきたいと、このようにも訴えたところでございます。

そこで、伺いますが、新年度に入りまして半年間が経過いたしました。このよりどころにおけるメタバースを活用した就労支援などの実施状況についてお伺いしたいと思います。

●鎌田精神保健担当部長 よりどころにおけるメタバースを活用した就労支援の状況についてお答えいたします。

令和6年4月末から、メタバースを活用した「よりどころ」当事者会を開始しておりまして、毎月1回、継続的に実施しているところでございます。会場開催と同じように、ひきこもり当事者のピアスタッフが幾つかの交流グループを用意し

て参加者に対応しておりますが、札幌市生活就労支援センターステップの職員も参加して、生活の困り事を聞くグループを設けております。

また、8月には、ソフトバンク株式会社の協力を受けまして、企業が実際に行っているエクセル等を用いた作業をメタバースの中で行う体験会というものを実施したところでございます。

一方、札幌市にとって、これは初めての取組でありまして、インターネット環境の違いでありますとか、当事者のスキルに応じたきめ細やかな事務作業の提供方法など、様々な課題が明確化してきたところでございます。

これらの様々な課題の解決に向けまして、今年度は、ひきこもり当事者の方々や企業の意見を丁寧に聞き取りながら、よりよい仕組みづくりに向けて、協力企業の開拓等にも努めてまいりたいと考えております。

●前川隆史委員 様々な民間の企業とも協力しながら、いろいろ取り組んでいただいているところでございますが、工夫とか、配慮ですとか、そういったことも必要だということも分かったようでございます。とはいいいましても、このメタバースの活用というのは、非常に大きな可能性を感じておりますので、今後も、そういったことをやり続けながら、微調整もしながら、いいものにしていただきたいと、このように思うところでございます。

最後に、ひきこもりの実態調査についてお伺いしたいと思います。

ひきこもり状態といいましても、その状況ですとか、家庭環境、課題感などは様々でございまして、ひきこもりの方や家族を支援するためには、その実態を十分に理解することが重要でございします。

一方で、家庭内にひきこもり状態の方がいらしても、現状、困り感を抱いていない場合があるなど、どのような調査を行うとひきこもりに関する実態が把握できるのか、具体的な調査方法を考えると大変難しい面もございします。

ひきこもりの実態調査は、他の都市でも実施されておまして、例えば、仙台市が令和5年度に実施した調査では、ひきこもりの実態や支援のニーズを幅広く把握することを目的としつつ、ひきこもりに関する社会的理解の醸成やひきこもり支援についての市民の理解を促進したい、そのように考えて、仙台市内に居住する15歳から64歳の方が属する全ての世帯、約41万世帯を対象としたアンケートを実施したそうでございます。

また、東京都では、ひきこもり状態の方が何人ぐらいいるかという観点ではなく、都民がひきこもりに関してどのように理解をしており、どのような関心を抱いているかを把握することを目的として、ひきこもりへの認識に関する世論調査を令和5年度に実施しております。

別の観点から実施した調査で言いますと、江戸川区が令和3年度に実施した調査では、15歳以上の方で給与収入が課税されていない方や、江戸川区の介護、障がい等の行政サービスを利用していない方を含む世帯を対象を絞って、アンケート調査を実施しております。

札幌市では、平成30年度に調査を実施しておりますが、調査から既に6年が経過をしております。現状に合ったひきこもり支援を実施するためには、改めて実態調査を行うことが必要と考えますが、調査を実施するに当たっては、調査方法についての工夫、考慮が必要なものと考えます。

そこで、質問ですが、ひきこもり実態調査の実施予定と想定している調査方法についてお伺いをいたします。

●鎌田精神保健担当部長 ひきこもり実態調査についてのご質問にお答えいたしたいと思ひます。

札幌市では、今後のひきこもり支援の方向性を検討するために、令和7年度にひきこもり実態調査を実施する予定であります。

具体的な調査方法については現在検討中ですが、札幌市内におけるひきこもり状態の方が何人程度いるのかということを推定するという目的だ

けではなくて、調査対象者の抽出方法やひきこもり当事者への理解を促進するような設問とするなど、効率的・効果的な調査となるような工夫が必要というふうに認識しております。

調査の結果を今後のよりよいひきこもり支援施策の推進につなげていけるよう、関係機関やひきこもり当事者の協力も得ながら、調査方法や内容について検討を進めてまいりたいと考えております。

●前川隆史委員 令和7年度にひきこもり実態調査を行うということでございました。

調査につきましては、人数をただ追っかける、そういった調査ではなくて、ひきこもり当事者への理解などがしっかり進むような、そういったことも踏まえたような内容にしたいと、そのようなお考えもいただいたところでございます。

しっかり今後の札幌市としてのひきこもり支援の方向性を検討していく、その基となるような有意義な調査となることを要望いたしまして、私の質問を終わります。

●水上美華委員 私からは、社会福祉総務費の民生委員費について質問いたします。

初めに、民生委員・児童委員の担い手確保策や負担軽減策についてです。

近年、少子高齢化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化といった社会変化に伴い、社会的孤立、ケアラー、8050問題、ひきこもり等、地域福祉における課題は多様化・複雑化しております。

今年4月に策定されました札幌市地域福祉社会計画2024にも明記されています、これらの問題に対しまして、地域住民に必要な援助を行う民生委員・児童委員制度の役割は大きくなっております。

また、人々の抱える問題や悩みも多様化・複雑化しているところでありまして、民生委員活動の対象や活動内容も多種多様となっているのが現状です。

生活保護法、障害者総合支援法、災害対策基本

法など、数多くの法律等に民生委員の協力が記されており、本制度は、地域共生社会の実現に資する重要なものであります。

一方で、本制度における全国的な課題の一つとして、かねてより、担い手の確保が挙げられておりまして、本市においても恒常的に欠員が発生しております。今年の8月1日時点で、定数2,967名に対して167名の欠員であります。

私ども会派は、2022年の予算特別委員会におきまして、担い手の確保策や負担軽減策について質問し、それに対し、効率的な業務の推進のため、必要な対策を検討してまいりたいという答弁でございました。

また、同年12月には65歳以上名簿調査の対象を70歳に引き上げる対策が施されたところであります。このように必要な支援体制の構築を失わない範囲で、時代に合わせた取扱いの変更、状況に応じた環境整備は必要不可欠と考えます。

そこで、質問ですが、2022年度の一斉改選以降、本市において取り組んでいる担い手の確保策や行政からの依頼業務における負担軽減策についてお伺いいたします。

●向瀬地域生活支援担当部長 民生委員の担い手確保策や負担軽減策の取組状況につきましてお答えいたします。

まず、民生委員の新たな担い手を確保するために、これまでも、広報さっぽろ等の広報媒体を活用し、民生委員の役割や重要性を広く周知してきたほか、札幌市職員や北海道職員等の退職予定者に対しまして参加の呼びかけなどを行ってきたところでございます。

さらに、2022年の一斉改選以降でございますけれども、これらの取組に加えまして、民生委員の業務と親和性が高い福祉分野の事業所のほか、学校、それから、PTA関係者の会議の場へ出向くなどいたしまして、現役世代の方に対しても積極的な参加を働きかけてきたところでございます。

次に、負担軽減策につきましては、委員にご指摘いただきました名簿調査の効率化に加えまし

て、民生委員にとって大きな負担となっておりまして生活保護申請時の意見書につきまして、本年1月に廃止をいたしまして、必要に応じて、民生委員から区の保護課に情報提供するという運用へ見直したところでございます。

●水上美華委員 あらゆる媒体、方法を使って、いろいろ担い手確保策に走られているということ、それからまた、負担軽減に向けた取組を行っていることは理解をいたしました。

過去に本市が行った民生委員向けのアンケート調査において、負担が大きい業務の一番は生活保護の意見書作成業務ということでございました。今年1月にこの意見書作成のほうで廃止となりましたけれども、現場からは、大きな負担が一つなくなったという安堵の声を聞いています。

本制度は、民生委員児童委員協議会という団体の中で活動が行われているため、本市が独断で運営することはできないものと承知をしておりますが、共に協議、検討して、一つ、課題の解決につながったものと認識しております。

次に、この民生委員の声を踏まえた、今度、環境整備について伺いたいと思います。

委員の負担軽減策につきましては、現役で活動している委員本人の意見を聞き、そこで浮き彫りとなった課題などを踏まえながら検討することが重要だと考えます。また、どのような生活スタイルの方でも長く活動が続けられるための環境整備も必要と考えます。

月に1度開催されます地区民生委員児童委員協議会の定例会でございますけれども、毎月ではありませんが、部会や研修会もあり、ほとんどが平日の日中の時間帯であります。休みが取りづらい仕事ですとか、それから、家庭環境の方の場合は、両立が厳しい状況ではないかと思います。

また、委員の構成年齢、こちらに目を向けますと、今年の8月1日の時点で65歳を超える方の割合が75.8%と非常に大きな割合を占めているところであります。今は、定年を迎えて元気にお仕事やボランティア活動に従事されている方が多く

なっていますけれども、だからこそというわけではありませんが、やはり、負担を減らして長く続けられる環境、これが求められているのではないかと思います。

本制度を持続可能なものにしていくためには、働きながらも、どのようなライフスタイルであろうと、活動を継続できるような環境に整備することが肝要と思います。また、この環境整備には、様々な立場や環境の中で実際に活動している民生委員自身の声を聞き、その声を生かしていくべきと考えます。

そこで、質問ですが、民生委員の声を聞き、環境整備を行うことに対して、本市としてはどのように取り組んできているのか、お伺いいたします。

●向瀬地域生活支援担当部長 民生委員の声を踏まえた環境整備につきましてお答えいたします。

民生委員が活動しやすい環境づくりは、新たな担い手の確保だけでなく、息の長い活動を続けるためにも有効であり、そのためには、職業を持っていらっしゃる現役世代の方も含めて、実際に活動している委員の声に真摯に耳を傾ける必要があると認識をしております。

そうした観点から、2022年12月の前回の一斉改選以降になりますが、任期の途中で退任されてしまった委員に対しましてアンケート調査を随時実施しておりまして、その中では、各種研修会への参加が負担であったとか、仕事との両立が困難であったといった声を把握しているところでございます。

このほか、本年8月には、民生委員児童委員協議会と合同で欠員対策ワーキンググループを立ち上げたところでございまして、現役世代を含めた幅広い年齢層の民生委員さんの参画を得ながら、欠員対策の検討に着手をしたところでございます。

今後も、民生委員の声を踏まえるとともに、他都市の事例等も参考にしながら、多くの民生委員

が活動しやすい環境づくりに向けて取り組んでまいります。

●**水上美華委員** 今年8月発足のこの欠員対策ワーキンググループにやっと当事者である民生委員の方も構成員として加わったということは、非常にいい取組だなというふうに思います。

私ども会派にも、この民生委員・児童委員をされている方から、やっぱり、日頃様々な声が届いているところでもあります。例えば、身体的な負担のみならず、精神的な負担が大きいため、見守る際にどこまで踏み込んでいいのか不安であるですとか、携帯番号の交換、これは、やはり、お互いに戸惑いを感じるですとか、さらには、民生委員・児童委員は、自分の気持ちに余裕がないと、地域や住民に目を向けてちょっとした変化に気づき、見守ることが難しいため、この資料作成等の負担を、やはり、より減らすということを進めていただきたい、また、町内会役員、福まち委員、青少年育成委員、地区センター運営委員など、同時期に複数の地域活動を担っている方も多く、どの役員会に行っても顔ぶれが似ているというのも現状でありまして、より負担が大きくなっている要因ではないかというふうなものでございます。

これらを踏まえて、最後に要望となりますけれども、今後、アンケート調査等だけではなく、この今年始まりましたワーキンググループを通じて、実際に活動している委員だからこそ分かる課題を抽出し、受け止めた声をどのように生かしたら効果的な対策につながるか、協議し、そして、継続して進めていただきたいと思います。

課題をしっかりと見極めて、欠員が出ないよう、担い手確保をするための適切な対策を進めていただくことを求めまして、私の質問を終わります。

●**好井七海委員** 私からは、障がいのある方などへの情報提供における新たな技術の活用について、2点質問いたします。

初めに、文字情報を音声化する技術の活用に向けた取組状況について質問いたします。

障がいのある方などへの情報提供の充実については、令和6年第2回定例市議会の代表質問におきまして、我が会派の竹内議員が質問し、理事者からは、まずは庁内を挙げて進展著しい情報通信技術の活用を積極的に図っていく考えとのご答弁があり、今後も進展する情報技術の活用は有用だと感じております。

文字を音声にするUn i -V o i c eというものが、文字情報を2次元コードに変換し、スマートフォンアプリ、Un i -V o i c e B l i n dや専用の装置で読み上げるもので、紙媒体に2次元コードを添付することで、視覚障がいのある方や高齢者などの情報取得を手助けするものがあります。

国におきましては、令和5年の参議院予算委員会で、岸田首相の答弁におきまして、関係省庁や地方公共団体が連携して、障がいのある方のアクセシビリティ向上に向け、このUn i -V o i c eを普及していくなど、先進事例を積極的に横展開していくとして、具体的には、マイナンバー通知カードや、他の政令指定都市では公共料金の通知に活用していると聞いております。

日常生活など、様々な場面での障壁、バリアを解消し、他者とつながる共生社会の実現を目指している札幌市におきましても、障がいの有無によって分け隔てられることなく、情報を取得できる環境の整備が必要であり、札幌市が先導してUn i -V o i c eを導入し、民間事業者へ波及させていけばいいと考えております。

そこで、質問ですが、文字情報を音声化する技術の活用に向けた取組状況についてお伺いいたします。

●**成澤障がい保健福祉部長** 文字情報を音声化する技術、この活用に向けた取組状況についてお答えをいたします。

スマートフォンが広く普及している状況なども踏まえ、進展している情報技術を活用し、障がい特性に応じて情報を取得できる環境を整備することは重要と認識をしております。このため、先

月、ユニバーサル推進室と広報部、そして当部とで、3部連名で、印刷物や各種通知等の作成に当たっては文字情報を音声化するこのU n i - V o i c eを積極的に活用するように、全庁に向けて通知を行ったところであります。

今後、団体などから視覚障がいのある方の情報取得に関するニーズを聞き取りつつ、庁内に向けてさらに働きかけを行いまして、札幌市が率先して、情報面におけるのバリアの除去を進めてまいりたいと考えております。

●好井七海委員 U n i - V o i c eを様々な部局で導入していくということではありますが、特に災害時に必要なハザードマップには、いち早く、視覚障がいのある方などに様々な情報を取得しやすい環境を整備してもらいたいということを述べておきたいと思います。

2点目は、福祉の窓口における聴覚障がいのある方との円滑なコミュニケーションを図る方策について質問いたします。

情報取得が難しいのは、視覚障がいだけではなく、聴覚障がいのある方も同じです。例えば、区役所で福祉サービスの相談や申請をする際、聴覚障がいのある方は、窓口職員の言葉を聞き取ることができないため、筆談等の方法により、意思疎通を行いますが、筆談だと必要最低限の情報しか伝えることができず、また、時間もかかります。

聴覚障がいのある方に対して、聞こえる方と同じ情報量を同程度の時間で伝えるためには、例えば、外国人と話す際にスマートフォンの翻訳アプリを用いるように、音声を文字化し、かつ、文字を音声化する機能を持ったアプリなどの活用が有効だと考えます。

札幌市障がい者コミュニケーション条例では、札幌市が事務または事業を行うに当たり、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を利用できるようにするための合理的配慮を市の責務として行うとしており、進展している情報技術を積極的に取り入れるべきと考えます。

そこで、質問ですが、区役所等の福祉窓口にお

いて、聴覚障がいのある方との円滑なコミュニケーションを図る方策を講じるべきと考えますが、いかがか、お伺いいたします。

●成澤障がい保健福祉部長 区の福祉窓口における聴覚障がいのある方との円滑なコミュニケーションを図る方策についてお答えをいたします。

現在、聴覚障がいのある方が窓口で円滑に手続きができるように、コミュニケーションツール、これの導入を検討しているところであります。具体的には、窓口職員が話した内容をアプリを用いて文字化いたしまして、透明ディスプレイに表示した上で、聴覚障がいのある方に内容を伝えるというものです。また、聴覚障がいのある方は、キーボードに文字を入力してこのディスプレイに表示ができる、そういった機械の導入を考えているところであります。

早ければ来月から、中央区、北区、東区、白石区、この4区の福祉相談窓口に試行的に導入をしまして、利用者の声なども踏まえまして、その効果を検証してまいりたいと考えております。

●好井七海委員 聴覚障がいのある方々が情報を取得しやすい環境を整備する必要がありますので、外国人などへの応用も期待できると考えますので、ぜひとも全ての区役所で導入してもらいたいと思います。

U n i - V o i c eや聴覚障がいのある方々向けのコミュニケーションツールなど、障がいのある方を対象とした情報提供技術は日進月歩で、非常な勢いで進化しておりますので、その技術が合理的配慮の観点から有効と判断した場合には速やかに導入することを求めまして、私からの質問を終わります。

●かんの太一委員 私からは、2項目質問させていただきます。

1項目めは物価高騰に伴う日常生活用具等への対応について、2項目めは放課後等デイサービスの自己負担上限額の独自減免についてお伺いをいたします。

まずは、物価高騰に伴う日常生活用具等への対

応について、2点質問させていただきます。

1点目は、物価高騰に伴う日常生活用具への対応についてです。

国際的な原材料価格の上昇、円安、運輸コストの値上がりなどの要因により、物価高騰が続いていますが、障がいのある方が使用する歩行を補助するつえ、床擦れを防止するマットなどの日常生活用具も例外ではありません。

日常生活用具は、価格が高騰しても、障がいのある方が日常生活を過ごすために必要なものであります。本市では、日常生活用具を給付する事業を実施しており、品目ごとに上限額を定めています。上限額を超える用具の給付を希望する場合、その差額分を自己負担しなければならず、今般の物価高騰により、自己負担している方が増えてきているのではないかと懸念をしております。

一方、義足や車椅子など、9割以上の補装具は、物価高騰に合わせて今年4月に上限額が改定をされております。補装具は国の事業、日常生活用具は市町村事業と事業主体が異なりますが、どちらも障がいのある方にとって必要不可欠な用具であり、対応に差が生じることは望ましくないと考えるところであります。

そこで、質問ですが、物価高騰に伴う日常生活用具の価格上昇について、他政令市ではどのように対応しているのか、また、本市ではどのように対応していく考えなのか、併せてお伺いをいたします。

●成澤障がい保健福祉部長 物価高騰に伴う日常生活用具への対応についてお答えをいたします。

日常生活用具につきましては、今年度、複数の関係団体から要望を受けておりまして、物価高騰の影響があることは認識をしております。

他の政令市を調査したところ、物価高騰による市中価格との乖離を理由としまして、一部品目の上限額を改定した都市は6都市ございまして、改定に向けた検討をしている都市は12都市となっております。また、札幌市への申請書に添付さ

れております見積書を確認いたしまして、上限額を超えて自己負担が発生している品目が幾つかあることを確認しております。

これらについては、他の政令市の動向や市中価格との乖離度合いを精査した上で、上限額の見直しについて検討してまいりたいと考えております。

●かんの太一委員 ただいまのご説明で、他都市の状況というものがあったところでありますけれども、非常に迅速な対応をしているかと思えますので、本市におかれましても、一日でも早く、しっかりと物価高騰に対する対応ということを決めて、取組を進めていただきたいというふうに思います。

続きまして、2点目は、物価高騰に伴う紙おむつ事業への対応についてでございます。

本市では、月額6,500円を上限に、常時おむつを必要とする重度障がいのある方に対して紙おむつを支給する事業を実施しており、紙おむつを使用する障がいのある方やその保護者の経済的負担の軽減を図っております。また、この事業は、紙おむつを自宅まで配送してくれるため、店舗まで買いに行く必要がないことに加え、専門知識を持った配達員が製品の特徴や使用方法等について説明を行ってくれるため、紙おむつを使用する障がいのある方にとっては、充実したサービス内容となっております。

一方で、先ほどの日常生活用具と同じく、紙おむつも物価高騰の影響で価格が上昇しているものと考えます。事業を利用する方々にとって、紙おむつは、毎日使用する消耗品であり、価格上昇による経済的負担がさらに生じております。事業を利用する方々の負担軽減のため、事業内容を見直すべきではないでしょうか。

そこで、質問ですが、物価高騰に伴う紙おむつ事業への対応として、本市ではどのように考えているのか、お伺いいたします。

●成澤障がい保健福祉部長 紙おむつ事業の物価高騰への対応についてお答えをいたします。

紙おむつ事業につきましても、今年度、関係団体や市民の方から要望を受けておりまして、物価高騰による影響があるということは認識しております。

紙おむつ事業の利用状況につきまして確認をしたところ、現行上限額6,500円を超えた部分について自己負担をすることを認めていないために、平均利用月額が約5,000円にとどまっております、上限月額まで使い切れていない方が多くいる状況を確認しております。

関係団体や事業者からも、まずは、この上限額まで支給を受けることができる仕組みへ変更するように求められていることから、今後、関係団体や事業者の方々のご意見を聞き、仕組みの変更を念頭に置きながら検討を進めていきたいと考えております。

●かんの太一委員 今、仕組みの検討ということでご答弁をいただきましたけれども、上限額は6,500円ということで、例えば、2,000円のおむつのセットを3セット買ったなら6,000円ですね。そうしたら、あと500円分あるわけですがけれども、四つ目を買うと8,000円になるので、普通に考えたら、500円は補助していただいて、1,500円は自己負担ということで制度が運用されればいいのですけれども、6,500円を超えちゃうと、その500円はもう負担されない、補助していただけないという、何か非常に使いづらい制度だなということが感じられますので、それを受けて、当事者団体の方々も要望を重ねてきているところでもありますので、しっかりと検討していただいて、迅速に取組を進めていただきたいというふうに思います。

最後に、この質問の要望でありますけれども、先日、障がいのある方へ入浴サービスを提供している事業者の方と意見交換をする場面がございました。物価高騰の影響を受けて非常に厳しい状況であるというお話をいただいたわけですがけれども、参加された事業者は、全国的に展開されている事業者と北海道で主に事業を展開されてい

る事業者の方々が参加されたわけですがけれども、こういう事業者の目線に立った物価高騰対策ということも、この介護ですとか、福祉のサービスを維持していくためには必要不可欠であると思います。

事業者の方々の要望に応えると、例えば、サービス単価を上げた場合に、それが受益者負担につながってくるといったようなことも考えられます。ですから、そのバランスというものは、きちんと考えていかなければなりませんけれども、先ほど申し上げたように、介護ですとか、福祉のサービスを持続可能なものにしていくといったことで、その事業者の方々の負担軽減ということもしっかりと見据えながら、この制度の運用ということ、そして、改変していくということも含め、しっかりと取組を進めていただきたいということをお願いいたしまして、次の質問に移りたいというふうに思います。

2項目め、放課後等デイサービスの自己負担上限額の独自減免についてお伺いをいたします。

本年5月17日に開催されました厚生委員会では、放課後等デイサービスの自己負担額の減免を求める会からの利用者の自己負担上限額の独自減免を求める陳情の初審査がありました。この会の代表者の方は、自身が障がい児を育てる保護者でもあり、障がい児を育てる家庭の負担の大きさから独自減免を求めたものでありますが、当日の厚生委員会での質疑を経て、継続審査という形になってございます。

放課後等デイサービスは、就学している障がいのある児童に対し、生活能力の向上や地域との交流促進のための支援などを行う事業であり、利用者負担額は、サービス利用に係る費用の1割が原則ですが、各月の自己負担上限額は、生活保護世帯または住民税非課税世帯の場合はゼロ円、所得割28万円未満が月4,600円、所得割28万円以上が月3万7,200円となっております。

陳情では、自己負担上限額3万7,200円の世帯は、負担の重さから利用したくても利用できな

い、利用控えの状況が生じているとのお話でございました。

そこで、質問ですが、放課後等デイサービスの各月の利用日数について、自己負担上限額がゼロ円、4,600円、3万7,200円の世帯で違いがあるのか、お伺いをいたします。

●成澤障がい保健福祉部長 放課後等デイサービスの自己負担上限額の区分別の利用日数についてお答えをいたします。

本年5月の厚生委員会の後、自己負担上限額の区分別の平均利用日数の調査を行いました。自己負担上限額がゼロ円の世帯で平均10.9日、4,600円の世帯では9.8日、3万7,200円の世帯では8.2日の利用となっております。上限額が高くなるほど、利用日数は減少傾向にあると。ゼロ円と3万7,200円の世帯では、1か月当たり約3日の差が生じている状況であることが分かっております。

●かんの太一委員 ただいまの答弁で、自己負担上限額の違いによって、各月の利用日数に差があるということでありました。

放課後等デイサービスを1日利用した場合の自己負担額は、障がいの状況や送迎の有無などで違いがありますが、自己負担上限額が3万7,200円の世帯は3万7,200円に達するまで、利用日数に比例して負担が重くなります。自己負担上限額が3万7,200円の世帯の世帯年収はおおむね900万円とのことですが、社会保険料や税負担なども重く、家庭の負担の大きさから、放課後等デイサービスを十分に利用できていない状況があるのではないのでしょうか。

そこで、質問ですが、自己負担上限額が3万7,200円の区分の世帯の利用日数が少ないことについて、本市としてどのように考えているのか、お伺いいたします。

●成澤障がい保健福祉部長 自己負担上限額が3万7,200円の世帯の利用日数、これに関してお答えをいたします。

週3回以上利用している世帯の割合を調べまし

たところ、自己負担上限額が低いほど高く、上限額がゼロ円の世帯で6割、4,600円の世帯で5割、3万7,200円の世帯で4割の利用となっております。

上限額が3万7,200円の世帯では、他の区分と比較して利用が少なくはなっておりますが、本人の障がい状況や、児童会館等の他のサービスの利用の有無などによっても、利用日数は変わるものと考えております。

●かんの太一委員 放課後等デイサービスは、障がいのある子どもにとって必要なサービスであり、自己負担上限額の違いによらず、支援を受ける機会は平等であるべきと考えるところであります。

特に、自己負担上限額が3万7,200円の世帯は、日々働きながら、障がいのある子どもを懸命に育てている家庭であり、このような家庭に必要な支援を届けていくことは、本市として必要なことではないでしょうか。

5月の厚生委員会で、我が会派から自己負担上限額の独自減免について本市の考えを伺ったところ、国に対して自己負担額の軽減について要望していくとの答弁がありました。確かに、全国で同様の課題が生じている現状を踏まえると、国に要望していくことも大切なことではありますが、各自治体が独自減免を先行して充実させることは、国を動かしていく原動力にもつながるものと考えるところであります。

そこで、改めて質問しますが、本市でも放課後等デイサービスの自己負担上限額の独自減免を早期に導入すべきと考えますがいかがか、お伺いいたします。

●成澤障がい保健福祉部長 自己負担上限額の独自減免の導入に関してお答えをいたします。

幾つかの政令市で独自減免を実施しており、その方法は様々であるため、まずは、これらの手法を整理するとともに、それぞれに要する費用の試算を行うなど、分析、検討を進めたいと考えております。

また、独自減免の場合は、財源は全て市の一般財源になるため、引き続き、障がいのある子どもを育てる家庭が住んでいる市町村にかかわらず、費用面において全国一律の支援となるよう、自己負担額の軽減に向けた国への要望についてもしっかりと行ってまいりたいと考えております。

●かんの太一委員 最後に、要望でございますけれども、障がいのある子にとって、学齢期に放課後等デイサービスで適切な支援を受けることは、とても重要なことであると考えます。支援を必要としている子どもに十分な支援を届けるとともに、障がい児を育てる家庭の負担軽減につなげるため、本市の自己負担額の独自減免に向けた検討を加速しなければならないというふうに考えるところでございます。

答弁では、手法の整理ですとか、費用の試算、そして、分析、検討ということをおっしゃっていただきましたけれども、検討のスピードというものを考えると、非常に遅いというふうに感じるところであります。

実現に向けて、本日は財政当局の方も来ておりますけれども、財政当局との折衝ということも含めまして積極的に取り組んでいただくことを求めまして、私の質問を終了いたします。

●丸山秀樹委員 私からは、個別避難計画の推進に関しまして質問をいたします。

近年、全国的に頻発する豪雨災害等において、高齢者や障がいのある方といった要配慮者が犠牲となり、また、避難が適切に行われなかったという事例が確認されたことを受け、令和3年5月に災害対策基本法が改正され、市町村は、避難行動要支援者のうち、計画作成の同意を得られた方について、個別避難計画の作成をすることに努めることとされたところであります。

また、国の示す避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針において、個別避難計画の作成に当たっては、福祉専門職等の関係者の参画が重要ともされているところであります。

以前より、我が会派では、個別避難計画作成の

推進に関して喫緊の課題と捉え、この取組についての質問を重ねてきたところであります。今年第1回定例市議会の予算特別委員会においても、個別避難計画の作成の推進に向けた今後の取組について、令和5年度に市が実施した計画作成の試行実施等で把握された課題の解消に努めながら、令和6年度のモデル事業を進めることが重要であると指摘をいたしているところであります。

その際、福祉専門職が所属する福祉事業所を対象として、個別避難計画に関する理解や事業への協力意向に関する調査に取り組んでいる旨の答弁がございました。

そこで、質問ですが、福祉事業所を対象としたアンケート調査の内容と、その結果からどのような課題が把握されたのかをお伺いいたします。

●向瀬地域生活支援担当部長 個別避難計画に関する福祉事業所を対象としたアンケート調査についてお答えいたします。

このアンケート調査は、福祉専門職の在籍します居宅介護支援事業所など、市内の約600事業所を対象に本年3月から4月にかけて実施をいたしまして、半数以上から回答を得たところでございます。その結果、個別避難計画に関する理解につきましましては、ほとんど知らなかったという回答が8割を占めておりまして、福祉業界において制度の理解が進んでいないということが明らかになったところでございます。

また、多くの事業所が取組の意義を認めてくださる一方で、事業へ協力したいという回答は3割にとどまっておりまして、作業時間の確保への不安、それから、防災知識の不足、対象者自身の防災意識の啓発が必要といった課題を指摘する声が多く寄せられたところでございます。

●丸山秀樹委員 アンケートの調査の結果からも、様々な課題が把握されたということだと思います。対象者自身の防災意識の啓発が必要という意見もあったということでもございました。

我が党では、過日、南海トラフ地震が発生した場合、日本一高い津波が来るまちと言われており

ます高知県黒潮町の住民主体の防災の取組について、学ぶ機会をいただいたところでございます。このまちでは、地震想定が示された際、その甚大な被害想定に多くの住民が落胆をしたといえます。その絶望とも落胆とも言える状況から、このまちの挑戦が始まりました。目指す姿は犠牲者ゼロであり、住民一人一人が、災害が起きても、ここで死ぬと諦めるのではなく、マイナス思考をプラスに変えて生き残るんだという防災への意識づけからスタートいたしました。防災の主体は地域であるという考え方を浸透させ、こうすれば助かるという訓練を実施、計画の実効性を確認し、福祉避難所とのマッチングも行っております。

人口規模や背景には違いがあり、全てが同様とはいえないまでも、防災に関する啓発を意識した取組が本市においても必要であり、個別避難計画の作成を通じて福祉専門職の協力を得ながら、対象者本人や家族が防災を我が事として捉え、実践的な訓練が積み重ねられていくことを望むものであります。

本市は、今年度、モデル事業を行うこととしておりますが、昨年の試行実施等で把握された課題を踏まえていただくとともに、対象者一人一人の防災意識の向上につながるよう、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

そこで、質問でございますが、令和7年度以降の本格実施につなげるために今年度のモデル事業にどのように取り組んでいくのか、お伺いをいたします。

●向瀬地域生活支援担当部長 個別避難計画の本年度のモデル事業の取組状況についてお答えいたします。

今年度のモデル事業につきましては、前期と後期の2回の実施を予定しておりまして、前期モデル事業につきましては、地域での避難支援の活動が進んでいる地域の中から清田区全域と西区の一部を選定いたしまして、現在、実施を進めているところでございます。

まず、モデル事業の対象者としてしましては、

国が例示します優先度の設定を参考にいたしまして、避難行動要支援者名簿の掲載者の中から、洪水時の浸水想定が3メートル以上の地域や、土砂災害警戒区域といった災害危険度が高い地域内に居住されている方の中で、要介護度3以上または障害支援区分4以上といった重度の方を抽出して実施をしております。

また、昨年の試行実施や、先ほど申し上げたアンケート調査等で把握された課題を踏まえまして、福祉専門職に対して、計画作成の手引書の配付や、専用のホームページの開設による防災知識のフォローのほか、研修会のオンライン開催や、作成期間自体を長期に設定するなど、負担軽減を図っているところでございます。

このほか、委員からご指摘いただいたとおり、計画作成に当たりましては、対象者やその家族が主体的に関わるということが重要でありますので、対象者への啓発用のチラシの配付を通じて、防災意識の向上に努めているところでございます。

今後につきましては、前期モデル事業の実施状況等を踏まえつつ、対象区をさらに拡大いたしまして後期モデル事業を進めることで、令和7年度からの本格実施へ円滑に移行できるよう、引き続き取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

●丸山秀樹委員 最後に、要望を申し上げたいと思います。

個別避難計画を実効性のあるものにしていくには、やはり、福祉事業所のアンケート対象ともなりました居宅介護支援事業所や相談支援事業所等の専門職の協力は欠かせません。ついては、先ほども回答いただきましたこのアンケート結果に基づく、行政に望むものというものがあつたと思います。こうした支援の強化、支援の充実、こうしたことに、しっかり取組を進めていただきたい、このことをまず申し上げたいと思います。

そして、前期、後期で行われますモデル実施を通じまして、課題と対応策を整理し、令和7年度

の本格実施に向け、事業推進体制を構築していた
だくことを求めて、私の質問を終わります。

●山口かずさ委員 本日最後です。もう少し、
よろしくお願いします。

私からは、障害児通所支援事業者の選定による
指定制度について質問します。

10月1日付で指定障害児通所支援事業者宛に
札幌市から通知があり、その中で、サービスの質
の向上を図るため、児童発達支援と放課後等デイ
サービスを対象として、2025年4月2日以降の新
規指定に当たっては、市独自の基準により選定す
る制度を導入することが示されました。

発達の遅れや障がいのある子どもたちへの療育
は、その成長過程において、より豊かで充実した
生活を送るための基盤をつくるものであり、サー
ビスの質は大変重要で、より質の高いサービス
を提供できる事業者を選定しようとする今回の札幌
市の取組は評価します。従来の事業者指定制度
は、国が定める基準を満たしていれば事業所を開
設できるものでしたが、市独自の基準で事業者を
選定する制度を導入するということは、これまで
と比べて踏み込んだ取組です。

そこで、質問です。

今回、札幌市が独自基準の選定制度を導入する
こととした経緯について、まず伺います。

●成澤障がい保健福祉部長 選定制度を導入し
た経緯についてお答えいたします。

障害福祉サービス事業所等の増加が続いており
まして、特に障害児通所支援については、札幌市
の障がい者プランでの今後のサービス利用見込み
量を上回るペースで増加が進んでおります。

また、今年度から、児童発達支援と放課後等デ
イサービスについては、対象児童の行動や認知機
能、社会性などへの総合的な支援が求められるこ
とになりまして、また、専門的な支援に対して報
酬で評価するという、国の大きな制度改正があっ
たところです。

こうしたことを踏まえまして、障害児通所支援
事業におけるサービスの質の向上を図るために、

支援内容などを評価する選定制度を導入すること
としたものであります。

●山口かずさ委員 札幌市の現状や国の制度改
正など、一定の必要性があって導入することにな
ったことは分かりました。

次に、札幌市が独自に設ける選定基準につい
て、市の通知には、適切なアセスメント及び支援
計画の策定、人材育成の方針、予定する人員配
置、強度の行動障がい、重度の知的障がい等を有
する児童の受入れ体制の整備が示されていまし
た。ここに示されていることは、療育を必要とす
る子どもたちに質の高いサービスを提供するため
に重要な視点だと考えています。

そこで、質問ですが、これからの基準につい
て、具体的にどのような内容となるのか、また、
子どもたちにとっては身近な地域で支援を受けら
れることも重要と考えますが、事業所の立地は選
定基準に含まれているのか、現時点での考えをお
伺いします。

●成澤障がい保健福祉部長 事業者の選定の評
価基準の内容についてお答えをいたします。

アセスメントと支援計画につきましては、事業
者募集の際に、障がい程度や家庭環境、他の支援
の状況など、児童が置かれている環境を事例で示
しまして、それを事業者に分析や、療育の計画書
を提出させまして、その内容を評価するというこ
とを考えております。また、人員配置につきまし
ては、職員の経験や専門職の配置で評価をする予
定となっております。

委員がご指摘の事業所の立地、これに関しまし
ては、障害児通所支援事業所が少ない地域、こう
いったところへの設置については評価することも
検討しております。

具体的な基準や評価方法につきましては、今
後、外部の有識者による協議を経て決定していく
予定でございます。

●山口かずさ委員 選定において、事例への対
応や人員配置などを評価する方法を検討中とのこ
とで、よりよい事業者が選定されるよう、基準に

ついてしっかりと検討を進めていってほしいと思います。

この選定制度は、年に1回、2025年4月から6月までの間に事業者を募集して、7月に選定を受けた事業者が10月以降に新規指定を受けることとなっています。選定を受けた事業者が質の高いサービスを提供し続けるためには、開設時だけではなく、開設後もその選定基準を満たしていなければなりません。

そこで、質問です。

選定を受けた事業者がサービスを提供するに当たり、選定基準を遵守しているかどうかをどのように確認していくのか、お伺いします。

●成澤障がい保健福祉部長 選定基準の遵守の確認についてお答えをいたします。

開設をするため、指定申請を受ける際に、選定時の内容を満たしていなければ、選定を取り消した上で新規指定も行わない、そういう取扱いをする予定でございます。

また、新規指定後、一定期間内に運営指導を行いまして、選定時の基準を満たしていなければ、強く改善を指導していく予定です。

●山口かずさ委員 今回の選定制度の導入により、新規指定の障害児通所支援事業者については一定以上の質が確保されるようになりますが、既存の事業者には新たな選定基準が適用されません。

また、職員が各事業所を訪問する運営指導についても、2023年第1回定例会の予算特別委員会で、私は法人に着目した効率的な実施について質問し、その後、以前よりは効率的に実施するようになったと聞いていますが、全ての事業所を回るのは難しいため、全体としてはサービスの質がこれまでと変わらないようにも感じています。

そこで、質問です。

既存の障害児通所支援事業者のサービスの質の維持・向上のため、今後どのように取り組むのか、お伺いします。

●成澤障がい保健福祉部長 既存事業者のサー

ビスの質の向上に向けた取組についてお答えをいたします。

今回導入する制度で選定をしました事業者が取り組む優良な療育支援、こういったものを、全事業所を対象とする集団指導などで情報共有しまして、既存事業者の支援の質の底上げを図っていく、こういったことも考えているところです。

また、各事業所への個別の運営指導につきまして、現在、実は外部委託を検討中でして、これまで以上に頻度を上げて運営指導を行える、そう考えております。

この運営指導を行う中で、優良事例の共有をはじめ、指導を行っていく中で、既存事業者のサービスの質の向上を強く指導してまいりたいと考えております。

●山口かずさ委員 既存の事業者の質の維持・向上についても、確実に取り組んでいただきたいと思います。

サービスの質の維持・向上には、事業所の管理者が、事業所の環境整備、関係先との連絡調整、従業員の育成など、適切に総合的な管理を行わなければなりません。管理者には資格や経験などの要件が一切ありません。このため、役割を十分に理解していない、勤務実態がほとんどなく、具体的な療育の状況を把握していないなど、管理者が適正に事業所運営に関わっていない事業所もあると私は聞いています。

そこで、質問です。

管理者による適正な事業所運営のため、今後どのように取り組んでいくのか、お伺いします。

●成澤障がい保健福祉部長 管理者による適正な事業運営に関してどのように取り組むかということについてお答えをいたします。

集団指導におきまして、管理者がなすべき責務を新たに講義内容として取り上げまして、受講を促すなど、管理者による適正な事業所運営がなされるよう、対応を強化したいと考えております。

加えて、個別の運営指導におきまして、事業所が自ら定める療育方針に沿った対応がなされてい

るか、あるいは、従業員の育成方法等について、
今後は、管理者から直接聞き取りを行いまして、
より踏み込んだ運営指導を実施していきたいと考
えております。

●山口かずさ委員 この選定制度によって、今
後開設される事業所の支援の質の向上がされるも
のと思いますから、確実に実施していただきたい
です。また、事業所の開設時と同じく、運営開始
の支援の質を確認することも重要であり、既に運
営している事業者に対しての運営指導や集団指導
を強化することについても確認しました。

この選定制度の実施をきっかけに、発達の遅れ
や障がいのある子どもたちが笑顔で希望を持って
心豊かに地域の中で生活していけるよう、質の高
いサービスの実現に向けてより一層取り組んでい
ただくことを要望して、私からの質問を終わります。

●丸岡守幸委員長 以上で、第1項 社会福祉
費等の質疑を終了いたします。

以上で、本日の質疑を終了いたします。

次回の委員会ですが、10月17日木曜日午前10時
から、保健福祉局関係のうち、高齢保健福祉部、
保険医療部、ウェルネス推進部、保健所及び衛生
研究所の質疑を行いますので、定刻までにご参集
ください。

本日は、これをもちまして散会いたします。

散 会 午後5時47分